

# 第二百十回 参議院内閣委員会会議録第三号

令和四年十一月八日(火曜日)

午前十時三分開会

委員の異動

十一月七日

高木かおり君

梅村 聡君

高木かおり君

梅村 聡君

出席者は左のとおり。

委員長 古賀友一郎君

理事 上月 良祐君

森屋 宏君

山田 太郎君

吉田 忠智君

塩田 博昭君

有村 治子君

磯崎 仁彦君

衛藤 晟一君

自見はなこ君

広瀬めぐみ君

三宅 伸吾君

山谷えり子君

塩村あやか君

杉尾 秀哉君

水野 素子君

三浦 信祐君

梅村 聡君

柴田 巧君

上田 清司君

井上 哲士君

衆議院議員

内閣委員長

内閣大臣

大西 英男君

内閣大臣 (内閣官房長官) 松野 博一君

内閣大臣 (国家公安委員会委員長) 谷 公一君

内閣大臣 (内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画)) 小倉 將信君

内閣大臣 (内閣府特命担当大臣(宇宙政策)) 高市 早苗君

内閣大臣 (内閣府特命担当大臣(宇宙政策)) 河野 太郎君

内閣大臣 (内閣府特命担当大臣(宇宙政策)) 後藤 茂之君

内閣官房副長官 磯崎 仁彦君

内閣官房副長官 武井 俊輔君

外務副大臣 伊佐 進一君

外務副大臣 中谷 真一君

政府特別補佐人 川本 裕子君

内閣官房内閣情報調査室内閣衛  
星情報センター  
次長 植田 秀人君

内閣官房内閣人  
事局人事政策統  
括官 窪田 修君

内閣府男女共同  
参画局長 岡田 恵子君

内閣府宇宙開発  
戦略推進事務局  
長 河西 康之君

内閣府子ども・  
子育て本部統括  
官 吉住 啓作君

警察庁警備局長 原 和也君

警察庁サイバー  
警察局長 河原 淳平君

金融庁総合政策  
局参事官 柳瀬 護君

外務省大臣官房  
サイバーセキュ  
リティ・情報化  
参事官 大槻耕太郎君

外務省大臣官房  
総括参事官 宮本 新吾君

財務省大臣官房  
総括参事官 奥 達雄君

経済産業省大臣  
官房参事官 恒藤 晃君

経済産業省大臣  
官房参事官 澤井 俊君

本日  
の会議に付した案件

○令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急  
支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案  
(衆議院提出)

○政府参考人の出席要求に関する件

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査

(宇宙開発利用の推進体制の在り方に関する件)  
(国内外の情勢変化を踏まえたテロ対策の推進  
に関する件)

(子育てに関する公的給付の所得制限の撤廃に  
関する件)

(男女間の賃金格差の是正に向けた取組に関す  
る件)

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改  
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正  
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(古賀友一郎君) ただいまから内閣委員  
会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
昨日、高木かおり君が委員を辞任され、その補  
欠として梅村聡君が選任されました。

○委員長(古賀友一郎君) 令和四年度電力・ガ  
ス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押  
禁止等に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院内閣委員長大西英男君から趣旨説  
明を聴取いたします。大西衆議院内閣委員長。

○衆議院議員(大西英男君) ただいま議題となり  
ました令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰  
緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案  
につきまして、その趣旨及び内容を御説明申し上  
げます。

原油価格や物価の高騰により家計の負担が増加  
する中、今般、政府は、特に影響が大きい低所得  
者世帯に対し、一世帯当たり五万円の電力・ガ  
ス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給する  
こととしたところであります。

本案は、この給付金の趣旨に鑑み、支給対象者

が自ら給付金を使用することができるようにするための措置等を講ずるもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、この給付金の受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととし、また、その支給を受けた金銭も、差押えを禁止することとしております。

第二に、租税その他の公課は、その支給を受けた金銭を標準として課することができないこととしております。

第三に、施行期日を公布の日とするほか、所要の経過措置を設けております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(古賀友一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(古賀友一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀友一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古賀友一郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣

官房内閣審議官加野幸司君外十八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀友一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古賀友一郎君) 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○水野素子君 立憲民主・社民、水野素子でございます。本日は、会派を代表して質問をさせていただきます。

おはようございます。まずは、私は、七月の参議院選挙に神奈川の皆様の御支援をいただきながらこの場に立たせていただいております。本日は、委員長を始め皆様のお力添えによりまして質問の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。

質問に先立ちまして、まずは内閣官房、内閣府への業務集中につきまして、懸念について見解を申し上げたいと思います。

資料一を御覧くださいませ。

このように内閣府にはたくさんの審議会等が設置されており、多くの方の審議会等が設置されており、平成十一年の審議会等に関する閣議決定におきまして、審議会等、いわゆる隠れみののようになっていないか、あるいは縦割り行政を助長していないかという御指摘、この状況になっているのではないかと懸念しております。

故安倍総理が主導されました官邸主導、スピーディーな意思決定など一定の効果があったと思えますが、重要な方針を定める会議が非公開、あるいは委員選任が不透明な状況になりますと、官邸の暴走を止めることが難しくなります。

近年、政府・与党が国会を経ずに閣議決定で定める傾向が強いと感じております。立憲主義に対する重大な構造的な問題があると考えております。

報道資料二、御覧くださいませ。

内閣官房、内閣府関係者には実は併任が多くございまして。結局は、内部におきまして権限争いや縦割りを再生産しているのではないかと懸念も指摘されております。抜本的な構造改革は必要と考えておりますが、本日は時間の制約により問題提起にとどめます。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、子ども家庭庁につきまして御質問いたします。

資料三、御覧くださいませ。

こちらがこのほど設置されます子ども家庭庁の創設イメージでございます。緑の部分が家庭庁となる部分、青い部分、これは、皆さん、学校教育、文部科学省所管部分が除かれることになっております。子供が真ん中と言いつつ、残念ながらこれでは真ん中と言いつつ、残念ながら残念なうか。残念ですが、できるだけ縦割りにならないよう是非運用の方でお願いしたいと思っております。

続きまして、報道資料四、御覧くださいませ。

子ども家庭庁、この名称に家庭が付いた背景といたしまして、旧統一教会、世界平和統一家庭連合及びその政治部門の国際勝共連合の影響がささやかれておりますが、大臣にお伺いします。影響があったのかなかつたのか、二者択一で御回答をお願い申し上げます。

○国務大臣(小倉将信君) お答えいたします。

新しい組織の名称につきましては、昨年の十二月に閣議決定をした子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針におきまして子ども家庭庁といたしました。

この子ども家庭庁の名称は、子供の健やかな成長にとつて、家庭における子育てをしつかりと支えることが子供の幸せにつながるという趣旨であり、新しい組織の名称として適切であると考えております。この点、児童権利条約の前文の考えにおきまして、子供は、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきとされ

ているところであります。

イエスカノールというところでございまして、新しい組織の名称を子ども家庭庁としたことについて、何ら特定の団体からの影響はございません。

○水野素子君 御説明ありがとうございます。影響がなかったというふうな御回答をいただきまして、今後調査をさせていただきます。また必要に応じて御質問したいと思います。

それでは、子育て、保育環境につきまして御質問いたします。

子供への投資は未来への投資でございます。近年、共働き家庭が増えておりますので、国の支援が重要となっております。

資料五、御覧ください。

保育士の配置基準につきまして、一部を除きまして七十年以上改善がされておられません。例えば、四歳、五歳児では、幼児三十人に対して保育士一人となっております。

皆さん、御想像ください。子供が五歳、小さい子が三十人いるところを一人で見るのが基準となつていて大変厳しい環境でございます。子供の安全あるいは養育環境を改善するために、さらには保育の現場の労働環境を改善して人材を確保していくためにも、保育士の配置基準を改善すべきと考えます。そのためには、保育士の人件費を含む子ども・子育て支援のための予算の増強が必要であります。

実際のところ、国からの支援、この資料によりまして、OECD諸国平均の、GDPでの三分の一と、極めて低い日本は水準となっております。そのため、現場では最低賃金を下回るような状況も生じているわけです。

平成二十四年の参議院附帯決議及び平成二十七年閣議決定におきまして一兆円超程度の財源を確保するとされましたが、まだ一部しか履行されておりません。子供の笑顔を守って、深刻な少子化を克服するためにも、これを早期に達成して、さらに、国際水準を念頭に子ども・子育ての予算を

増やしていく必要があると考えます。

大臣にお尋ね申し上げます。保育士配置基準の早期の改善の在り方あるいは保育、子育て予算の増額につきまして、お考えをお尋ね申し上げます。

○国務大臣(小倉将信君) お答えさせていただきます。

子供予算については、新子育て安心プランなどに基づいて、幼児教育、保育の無償化や保育の受皿確保などに努めてきたところであります。

しかしながら、御指摘のこの表のOECD調査の就学前教育支出には、保育所や認定こども園等に対する公定価格ですか、幼児教育、保育の無償化に関する支出が含まれてございません。そういった我が国の子育て支援の取組が適切に反映されていない面もあるんじゃないかというふうに思っております。こうした点を踏まえつつ、各国において就学前教育の制度が大きく異なるという前提の下でOECDが定める基準により国際比較を試みたものであること等も考慮すれば、単純に比較して論ずることはできないと考えております。

その上で、今後の子供政策に関する予算につきまして、これも家庭庁の下で、子供の視点に立って、期限、規模ありきではなく、必要な子供政策が何かをしつかりと議論した上で体系的にこれを取りまとめ、社会全体での費用負担の在り方の検討と併せて子供政策の充実に取り組んでまいります。

来年度の骨太の方針には、将来的な倍増を目指していく上での当面の方針、すなわち倍増への道筋について明確にしていきたいというふうに思っております。

円、〇・三兆円超の質の向上事項に含まれる一歳児や四、五歳児の配置改善については未実施となっておりますので、引き続き安定的な財源の確保と併せて検討していかねばいけないというふうに考えております。

○水野素子君 ありがとうございます。ただいま大臣から力強いお言葉をいただきましたので、是非とも子ども・子育て予算の増額に向けてお願いしたいと思います。

続きまして、母子家庭の貧困問題、養育費の不払問題につきまして御質問申し上げます。

近年、子供食堂への需要が高まっていて、社会現象にもなっていると思います。この子供食堂への支援は強化が必要と思いますが、一方で、子供の貧困、そして、そもそもの背景である母子家庭貧困問題への対策も急務でございます。

資料六、御覧ください。

母子家庭の平均年収は約二百万で、半数以上が貧困世帯とも言われて、大変深刻な状況です。女性性はその非正規雇用が多く、一般に収入が低く不安定です。コロナ禍で職を失った人もたくさんいらっしゃいます。母子家庭貧困の根本原因はやはり養育費にございます。離婚後に養育費の支払を受けているのは四分の一、四分の三が受け取っていないわけです。養育費の支払義務を法制化するべきではないでしょうか。

また、資料七、御覧ください。

法制審の家族法制の見直しについて、先取特権、御検討いただいていたらいらっしゃいますけれども、これでは申立てなど複雑な手続が必要となりますので、海外では行政による訴訟の代行、あるいは給与天引き又は立替払など、制度がたくさん導入されております。日本でも明石市で行政立替えの制度を導入しております。

大臣にお伺い申し上げます。養育費の支払義務を法制化、明文化すること、そして海外の例などを参考に不払時の簡便な手続を導入すべきだと考えますが、大臣の御見解をお願いいたします。

○国務大臣(小倉将信君) 子供の貧困の根絶のためには、子供そのものに対する支援や、あるいは一人親世帯への支援、更には女性に対する生活自立支援、いずれも重要だと思いますが、その上で養育費の履行確保につきましても政府として取り組むべき重要な課題というふうにも認識しております。こちらについては、基本的には法務省の法制審議会家族法制部会において、養育費の履行確保も含めて、父母の離婚後の子の養育の在り方等について様々な角度から議論が進められていると承知しております。

他方、養育費の確保に向けては、法制審の結論を待つことなく、できることから取り組んでいくことも重要であると我々考えておりまして、現在、厚労省において、自治体における養育費確保に関する弁護士等による相談支援を実施すると同時に、公正証書の作成支援や保証会社における保証料補助など、養育費の履行確保等に資する取組を行う自治体の先進的な取組への支援を行っているところでもあります。

ただいま厚労省でありますけれども、来年四月からはこども家庭庁に引き継がれます。こども家庭庁の所掌になっても、こうした自治体における取組を促進していくとともに、子供政策の司令塔として、子供の視点に立って、家族法制を所管する法務省とも緊密に連携をしながら、養育費の履行確保に向けた取組をしつかりと進めてまいります。

○水野素子君 ありがとうございます。

養育費につきまして、もう一つ、教育費との関係につきまして御質問申し上げます。

養育費が支払えなくても、適正な金額でなければやはり母子家庭の貧困問題は解決されません。現在存在する算定式は裁判のために司法修習所が作成したものでございまして、個別の事案により加算、減算されますので、標準式は、教育費については公立の中学、高校の学費のみをまずは定めています。そのため、教育費は、十四歳未満で年間約十三万、十五歳以上で約二十六万、私の方でざっと計算いたしました。仮にもしもらえたとして、ゼロ歳から成人までもらえたことを仮定して計算しても、三百万を少し超えるものにはなりません。

一方で、資料八、御覧ください。文科省、文部科学省の調査によりまして、学校外活動費、塾等ですね、を含む学習費等相当額、こちら、幼稚園から大学進学まで全て公立又は国立の場合でも約八百万円、全て私立の場合には約二千三百八十万円に上ります。実態とこの算定式には大きな隔離がございます。

そして、更なる問題といたしますか実態は、この算定式、今、日本で唯一の算定式でございます。公的な算定式でありますため、市販の解説本などでたくさん流通しております。裁判におきましてはこの算定式を基に実際には加算、減算がなされますけれども、離婚におきまして、養育費の交渉や合意は通常、裁判の前に行われます。そのため、この算定式が基本的には参考とされまして、ベースとなりまして、養育費に適正な教育費が含まれづらいのが実態となっております。養育費がなかなか支払われない、さらに教育費がほとんど含まれないことが、母子家庭、子供の貧困の大きな原因と考えます。

女性性、非正規雇用など収入が低い場合が多く、不安定でもあります。そのため、教育費も含まれないから、なかなかもらえないので、ダブル、トリプルワークで夜まで働きながら何とか教育費を捻出している厳しい方がたくさんいらっしゃいます。政府の法制審議会、一定額の教育費を設定する検討が行われていると聞いております。母子家庭が厳しい貧困状況にある、二家庭に一つが貧困にあるという実態に応じまして、適正な教育費が含まれる形で養育費を、算定式を国として策定、提示すべきと考えますけれども、大臣のお考えを伺います。

○国務大臣(小倉将信君) お答えいたします。

養育費の額につきましては、当事者の協議により定められ、当事者の協議が調わないとき又は協議をすることができないときには、家庭裁判所が

個別具体的な事情に応じ審判により定めているものと承知しております。

言及をいただきました算定式につきましては、数名の裁判官による司法研究の成果として示されたものを最高裁判所で公表しているものと承知をいたしております。

具体的な算定式の策定につきましては、水野委員も言及いただきましたように、様々な議論があることは承知をしておりますが、私どもとしては、まだ養育費をきちんと受け取っていない方もたくさんいらっしゃいますので、まずは、先ほど申し上げた養育費の履行確保支援をする事業などを通じて、個々の事情に応じた取決めや支払が円滑に進められるよう支援をしていきたいというふうに考えております。

○水野素子君 コロナ禍で母子家庭の貧困は更に進んでおりますので、養育費が支払われること、そして、それには教育費がしっかりと考慮されることを是非とも念頭に置いていただきたいと思っております。

さらに、母子家庭貧困の問題は、養育費のみならず、非正規雇用を始めとする男女の経済格差、さらには、日本ではそもそも高等教育の学費が高いことが背景にもなっております。教育費が家計を圧迫して、母子家庭のみならず、奨学金返済で苦しむ家庭や若者が多くなっております。これは少子化の大きな原因ともなっております。これはドイツやトルコなど、大学まで学費の無償化などを進めている国が多いので、我が国でも大学まで所得制限のない学費の無償化を推進、導入すべきと思っておりますので、意見として申し添えます。

続きまして、男女共同参画につきまして御質問を移らせていただきます。クオータ制度に関しましての質問でございます。

世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数、GGI、こちらで御案内のように、日本は世界最低レベル、百四十六か国中百十六位、OECD三十八位中三十七位、特に政治分野での女性活躍の推進が遅れております。

資料十、御覧くださいませ。

立憲民主党、本年七月の参議院選挙では候補者、当選者、いずれも女性五〇%以上を達成しておりますが、一例としては、自民党さんはいずれも約二〇%、政党により取組にはばらつきがございます。

世界では百三十七か国の地域・国、クオータ制度を導入しており、資料十一のように、我が国でも平成三十年の法律が成立いたしました。各政党の努力義務にとどまっております。日本ではとりわけ政治分野の女性活躍が海外と比べて大変遅れておりますので、この法律を改正してクオータ制度をより強化すべきと考えますが、大臣の御見解、よろしくお願いいたします。

○国務大臣(小倉将信君) お答えさせていただきます。

政治分野における男女共同参画の推進は、政治に民意をより一層反映させる観点から極めて重要だというふうに考えております。

我が国の国会議員に占める割合は、女性の割合は、衆議院で一〇%弱、参議院で二五%強となっております。ほかのG7の国々が三割から四割となっていることと比べても非常に低い水準であると認識しております。

水野委員御指摘いただいた新法の二条におきましては、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すものとされておまして、また、昨年六月の改正によりまして、政党等は候補者の数に関する目標設定に加え、新たに候補者の選定方法の改善等に自主的に取り組むよう努めるものとされました。

したがって、私どもとしては、同法に基づいて、まずは各政党等において自主的に取り組んでいただくことが重要だと思っております。

その上で、例えば法律によって議席の一定数や女性候補者の比率について義務付けを行うことについては、機会均等原則や政治活動の自由など、憲法上の基本原則との関係等の課題が指摘をされておりまして、そのような中でどのような取組が

可能なかにつかましましては、各党各会派において御議論いただくことが重要というふうに考えております。

そうした中で、私ども内閣府といたしましては、政治分野における男女共同参画に関する取組といたしまして、本年四月に作成した政治分野におけるハラスメント防止研修のための動画教材の活用、各政党の取組の見える化、地方議会や地方公共団体における取組状況の見える化、諸外国における取組事例に関する調査、情報の提供など、こうした環境整備を通じて、引き続き政治分野における男女共同参画の取組を後押しをしていきたいというふうに思っております。

○水野素子君 ありがとうございます。

各国では更に進んでいる取組をしておりますので、是非とも、各政党任せではなく、国としてもどんどんと検討をして実施、改善を進めていただければと思っております。

続きまして、標準世帯の定義につきましてお伺いいたします。

日本でも家族の形態が多様化しておりますが、いまだにいわゆる一九七〇年に総務省が定義をいたしました標準世帯、夫婦と子供が二人、さらに一人だけが働いている、これがいまだに税制度や社会保障の給付、負担のベースとなっております。

資料十二、御覧ください。

五十年以上前に定められたこの標準家庭、名前が標準とされていますが、今全世帯の五%未満でございます。本日の社会の実態と乖離しております。

社会制度の設計の基本概念である標準世帯の定義、標準世帯の定義を早急に見直すべきと思われまますが、大臣に御見解あるいは政府の検討状況を御尋ね申し上げます。

○国務大臣(小倉将信君) まず、私どもの認識についてであります。我が国の社会保障制度、税制は昭和時代に形作られたものですが、現在では離婚件数は結婚件数の約三分の一、世帯全体に占める単独世帯及び一人親世帯の割合が約半分とな

ります。また、家族の姿は昭和の時代から大きく変化、多様化していると考えております。また、既婚女性の約六割が年収二百万未満でありまして、平成二十九年時点のデータではありますけれども、有配偶者の非正規雇用女性はいまだに四割程度はいわゆる就業調整を選択をしております。

こうした状況も踏まえまして、今年の六月に策定した女性版骨太の方針二〇二二におきましては、女性が長い人生を通じて経済的困窮に陥らないよう、女性の経済的自立が極めて重要との認識の下、女性の視点も踏まえた社会保障制度や税制等について検討を行うことといたしております。

具体的には、男女共同参画会議の下に設置された民間有識者委員から成る計画実行・監視専門調査会において、現行の制度は就業調整を選択する人を増やしているのではないかと、配偶者の経済力に依存しやすい制度は男女間賃金格差も相まって女性の経済的困窮に陥るリスクを高める結果となつていないか、そして現行の制度は分配の観点から公平な仕組みとなっていないのではないかなどの観点から必要な検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

なお、女性就労の制約となつておられると指摘されている各種制度の見直しにつきましては、全世代型社会保障構築会議においても働き方に中立的なものにしていくとの観点から議論が進められているものと承知しております。そうした動きとも我々よく連携しながら検討を深めてまいりたいというふうに思っております。

○水野素子君 力強いお言葉をありがとうございます。是非とも今の実態に合わせた定義の見直しについて進めていただきたいと思っております。

ここまでで小倉大臣への御質問は終わりました。ありがとうございます。

○委員長(土井英友 一郎君) 小倉大臣は御退席ください。結構です。

○水野素子君 委員長、ありがとうございます。

続きまして、宇宙政策につきまして御質問させていただきます。

私、二十八年間宇宙機関で働いておりまして、物づくりを中心に日本の産業に競争力あるいは元気がなくなってきたこと、その原因をいたしまして、やはり政治、行政の課題を超えていく必要があると思っております。長期的なビジョンの下に未来の技術あるいは産業を育てる法、政策が必要と考えておりまして、高市大臣のリーダーシップに期待しているところでございます。

まず、イプシロンロケット、こちら失敗は本当に残念でございましたが、瞬時に指令破壊を正常に行えたことで人命、人身に損害を与えずに済みました。我が国の技術と産業の発展に支障が生じないように、原因を究明して、改善して、早期に事業が再開されることを期待して、意見として申し上げます。

さて、二〇〇八年の宇宙基本法によりまして、宇宙は、研究開発のみならず、利用する時代に進展いたしました。産業の進展は大変喜ばしいですが、限られた国の宇宙予算の中で、研究開発あるいはそのための人材育成の優先度が下がってしまったのではないかと、長期的な視点で先端の技術を生み出す力が諸外国に比べて弱くなってしまったのではないかと懸念しております。

その観点で準天頂衛星につきましてお尋ね申し上げます。

この準天頂衛星の計画は、当初、宇宙開発戦略本部設置当初から唯一内閣府の自主事業として開発、運用がなされております。

資料を御覧ください。資料十三、御覧ください。こちら、もう実運用段階に至っておられると思われまして、また、測位衛星、これは、米国のGPSは防衛省、DODの事業となっておりまして、この準天頂衛星は日本版GPSとも呼ばれております。

防衛省や国交省など、測位衛星を本来主体的に運用、利用することが期待される省庁が、自ら計

画して、予算を確保して運用、利用を行う方が合理的なように思われますが、なぜ内閣府が予算を獲得して開発、運用を今も行っているのか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(高市早苗君) 水野委員はJAXAでも長年活躍された宇宙の専門家でございます。ロケットへの応援の言葉、ありがとうございます。

内閣府は、内閣の事務を助ける任務と、関係省庁の連携の確保を図るなどの任務を担っております。

まず、内閣府は、内閣の事務を助ける任務を達成するために、宇宙の基本的な政策の総合調整などを所掌事務といたしております。

御指摘の準天頂衛星「みちびき」でございますが、位置、時刻情報を提供するデジタル社会における基盤インフラでございます。現在約三百九十件の製品に対応しております。自動車の自動走行ですとかドローン、またスマートウォッチ、海洋分野、農作業の効率化など、複数の省庁の所管にまたがる多様な分野で利用されております。そういったことから、人工衛星の整備、管理も関係省庁の連携の確保を図るという任務を達成するために内閣府の所掌事務とされております。

なお、この準天頂衛星システムを内閣府の所管とする法改正をしていただいたのは平成二十四年、民主党政権のときでございます。私はこのときの民主党政権の御判断を高く評価いたしております。

○水野素子君 御答弁ありがとうございます。例えは、通信衛星など複数の省庁にまたがるものもほかにございまして、もう一つ申し上げたいのは、今、既に実運用の時代に準天頂も入っているということでございます。

今、政府内では、年末に防衛三文書を改正をして、防衛予算、大幅な増強を検討されていると伺っております。米国ではGPS、防衛省が運用をしております。今、安全保障の戦略領域には、宇宙も戦略領域となっております。準天頂の位置付けにつきましては、例えば見直すようなこともあ

り得るのではないかと思っております。そして、限られた宇宙予算の中で未来を開く研究開発の予算を確保するというのも意味があることではないかと思っております。御検討いただきたいと意見として申し上げます。

また、もう一つ、内閣府は、こちらの十三にありますように、総合調整機能を図るところで、準天頂だけが一つ自主事業となっておりますけれども、これは内閣府が予算を取るところでございますが、こういう形と、調整機能と自主事業が混ざること、いわゆる行司が相撲を取るような、身びいきのような、利益相反に、ような、そのようなことが起こり得るおそれもございまして、総合調整を行う省庁は自主事業を行えないことを原則とすべきではないかと私としては思うところがありますので、意見として申し上げます。

続きまして、無人自動運転、水素製造等の研究開発につきまして、御質問をさせていただきます。

資料十四、御覧ください。

こちら、私も今度宇宙開発どのようなことにチャレンジをされるのかなとわくわくして見たんですけども、一つやはりちよつと思議だなどと思われまして、この無人自動運転技術、水素製造等の研究開発、これ全体に対して百九十七億と大変大きな額となっておりますが、直接宇宙には関係しない技術のようにも思われますので、簡潔に、なぜ宇宙予算として計上されているのか、御説明をお願いいたします。

○副大臣(中谷真一君) 先生には本当に宇宙関連、御支援に心から感謝を申し上げますところでありまして。

経済産業省の令和五年度概算要求は、宇宙関係予算二百三十四億円を計上しております。このうち、先生御指摘のとおり、無人自動運転技術の開発、水素製造技術の研究開発が含まれております。

このうち、無人自動運転技術の開発でございま

すけれども、これまで準備をしておりました宇宙インフラを使うという観点であります。ドローン、また空飛ぶ車の運航管理のための技術開発支援、また中型バスを用いた自動運転サービスの実証を行うための予算となっております。これらの技術の実現には、先生御存じのとおり、衛星測位や衛星通信といった衛星関連技術が不可欠でございます。実際のプロジェクトの中でも活用するということでございます。ここに計上しているというところであります。

また、水素製造技術の研究開発につきましては、これは高性能な燃料電池システムや水電解装置に関する技術開発を行う予算となっております。宇宙において水をまさにエネルギーにするところでありまして、この水を水素に変えるとか、こういった技術が必要というふうにも言われているところであります。水素製造及び利用の両面で将来的に月面での活用も期待できるというところであります。宇宙関連予算として計上しております。

以上です。

○水野素子君 御説明ありがとうございます。いずれも大事な未来に向けた研究開発であるというところは分かりましたが、宇宙と直接関係する技術であるかというところにおきましては、ほかの研究予算等を活用される、あるいはより宇宙に

関係する予算の方を研究開発として宇宙予算に計上するというところもあるのかなと感じるところもありますので、今後もしウオッチ、今後も宇宙予算につきまして効率的な活用を期待しておりますと申し上げて、この質問は終わります。

続きまして、宇宙政策委員会の委員につきまして、宇宙政策委員会につきまして御説明、御質問いたします。

宇宙政策委員会令では、委員は学識経験者とするとされております。設立当初、国会で議論なされたようですけれども、初代の葛西さん、先日亡くなられてしまいましたけれども、この葛西さんは宇宙に関する学識経験者ではありませんでし

た。

ちなみに、平成十一年閣議決定の審議会等の運営に関する指針等では、高齢者は原則として委員に選任しないことになっております。さらに、同指針等では、任期は二年、二年以内にされておりましたが、まあ再任は妨げないとしておりますが、資料十五、御覧いただければと思います。本年五月に残念ながら八十一歳でお亡くなりになられた葛西氏を含み、ほぼ、ほぼ全ての委員が十年間、約十年間交代しております。

重要な政策を審議する委員ということで、こちら内閣府の方にも定められて、先ほどの図の方にも定められておりますが、この委員が固定化することで、もしかしたら既得権益化するおそれはないでしょうか。特に、宇宙のように急速に発展している分野において、シニアな方をトップとする

固定的な委員会構成、さらに委員会自体が全体として非公開でありますと、世界から後れを取るおそれもあるのではないのでしょうか。

宇宙政策委員会の委員の具体的な手順及び約十年間委員を固定し続けた理由について御説明をお願い申し上げます。

○政府参考人(河西康之君) お答え申し上げます。

宇宙政策委員会でございますが、内閣府設置法におきまして、宇宙政策に関する重要事項等を調査審議し、内閣総理大臣又は関係大臣に意見を述べ、必要があるときは勧告をすることができるという機能でございます。

こうした役割を担っていただく委員につきましては、宇宙科学などの専門家のみならず、安全保障、法律といった分野の専門家、また、幅広い視点から宇宙政策を御議論いただける方、こういった方々をお願いしてきているところでございます。

宇宙政策委員の任期でございますが、こちら二年とされているところでございます。二年ごとに、今申し上げましたような、宇宙政策委員の役割を担っていただく上で適切な方を選任又は再任

をされているところでございます。

本年七月でございますが、今御指摘のありましたように、九名の宇宙政策委員のうち七名が退任されたところでございます。うち六名は御指摘のとおり十年間お務めいただいたところでございますが、一名の方は四年で御退任されているところでございます。必ずしも、御指摘のように委員を十年間固定というようなことでは必ずしもないところでございます。

今後も、二年ごとの任期、この二年ごとに判断して適切な方をお願いをしていくということかと思っております。

○水野素子君 御説明ありがとうございます。

宇宙分野に限りませんが、国の重要政策の策定に関する審議会等の委員の選任、再任、そしてその運営は厳に透明性を確保すべきだと思いますので、意見として申し述べます。

続きまして、スペーススワン株式会社につきましてお尋ねしたいと思っております。

日本から世界を目指す宇宙ベンチャーがどんどん育っていくのは大変喜ばしいと思っております。また、キヤノン電子株式会社を始めとした意識のあるベンチャーが育っていくことを本当に期待しておりますが、一点少し心配をしていること

がございます。

このスペーススワン株式会社、資料十六、御覧くださいませ。小型ロケット打ち上げ事業のために、和歌山県の串本町にスペースポート紀伊を建設しております。ロケットの打ち上げ、宇宙港の運営は、御案内のように、宇宙活動法に定める事前許可、政府の許可が必要となっております。打ち上げはシステムでありますので、航空機や船の安全確保、漁業など地場産業への影響への対応など、行政も連携して取り組まなければ実現できません。この沿岸は良い漁場で、紀伊半島南端、航空路線がたくさん通っているんですね。そして、地理的に南東方面が空いているので、宇宙港としては実は運用が難しく思われる地域であります。

日本では、鹿児島県内にJAXAが、種子島と

内之浦、二つの宇宙港を既に運用しております。

北海道大樹町、約三十年前から宇宙港を目指して施設整備を進めております。これらの既存地域に射場を増設する方が周辺環境を整えやすく、事業の早期開始、あるいはノウハウも蓄積していますので安全確保の観点でも望ましく、公的投資も集中できて費用対効果が良いと考えられます。

日本政策投資銀行がスペーススワン株式会社の主要株主の一つですから、政府は計画当初から情報を把握していると考えられます。なぜ、宇宙港の運用が容易ではないと思われるところにゼロから、この和歌山県、この和歌山県には有力な議員

がたくさんいらっしゃるわけですが、この和歌山県、ここにゼロから新しい宇宙港を造ることになったのか。また、間もなく、二〇二二年度中、遅れておりますが、二二年度中の打ち上げ開始ということで、事業許可の見通しにつきまして御説明をお願いいたします。

○政府参考人(河西康之君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、スペーススワン株式会社が和歌山県におきまして小型ロケットの打ち上げ事業を計画しているということは私も十分承知しているところではございません。

一方、今、現時点におきましては、打ち上げ事業の実施に必要な許可でございますが、委員御指摘のとおり、宇宙活動法上の許可が必要なわけでございますが、許可の申請書、まだ私どもにも提出されていないという状況でございます。

同社から申請書が提出されましたら、法令に基づきまして適切にしっかりと審査を実施するということになるわけでございますが、審査前の案件、この許可の見通しにつきまして予断を持ってお答えすることはなかなかできないところでございまして、御容赦いただければというふうに思っております。

○水野素子君 ありがとうございます。

このスペーススワン株式会社の初代の社長は、経産省さんを退官した後に複数の民間会社を経由し

て着任した比較的シニアな方で、現在の二代目も

同様の方で、過去に宇宙開発戦略本部事務局長を務めた方でございます。これはいわゆる天下りではないかなというふうな心配もいたしますが、本日のところは、宇宙に限らず全体として天下りと言われるものが悪化しているように、宇宙に限りませんが感じられますので、これにつきましては精査して改めて質問することとして、意見にとどめます。

続きまして、情報収集衛星の運用状況につきましてお尋ねいたします。

北朝鮮ミサイル発射後に発せられたJアラート、これめぐる混乱もありましたが、しかし、発射してから着弾までは僅か十分程度です。発射より相当程度前に情報を収集して国民に知らせることが本来は望ましい、その観点で、九八年、北朝鮮テポドン発射を契機に導入された情報収集衛星の運用について問います。

一般的に、商用の衛星でも五十センチ以上のものが見える分解能がございます。この情報収集衛星を基に発射より相当程度前に現地の状況を収集して国民に情報提供を行いながら、その収集した画像等のファクトを基に外交交渉で発射を防ぐ努力が重要ではないかと思うところでございます。

つきまして政府の御見解をお願い申し上げます。

○政府参考人(植田秀人君) 我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさと不確実性を増しており、情報収集能力の強化は喫緊の課題と認識しております。こうした中、情報収集衛星につきましては、宇宙基本計画において示されている十機体制の確立により即時性、即応性の向上を図ることとしております。

当センターとしては、引き続き、情報収集衛星の体制強化を進め、情報収集能力を強化してまいりたいと考えております。

○水野素子君 資料十七を御覧ください。

年末に向けて、安倍閣連三文書改正により、トマホークなど敵基地攻撃能力を獲得するようなことを増強されるという報道も伺っております。こ

のような軍拡の競争よりも外交で防ぐ努力を、今宇宙とサイバーなど情報戦が世界の主流となつていきます。そのためには、武器を買ひ込むよりも、しっかりとファクトを取れる先端技術、こちらをより重視する方が必要ではないかと私は考えております。そしてさらに、そのファクトを基に外交で、あるいは国連改革も含む外交で抑止力を強めていく、その努力をもっと行つてほしいと思うところ、意見として申し述べます。

次に、日米地位協定につきまして、ここで、宇宙関係の高市大臣始め皆様、ありがとうございます。日米地位、あつ、済みません。

○委員長(古賀友一郎君) それでは、高市大臣、中谷経産副大臣は御退席いただいて結構です。

○水野素子君 最後に、時間の許す限り日米地位協定につきましてお尋ね申し上げます。

私の地元神奈川県は沖繩に並び米軍基地が多く、基地を支えて働く皆様からたくさん相談を受けております。人権侵害ではないかと思われる事実もたくさん発生しており、これは結局は日米地位協定のひずみに突き当たります。米国とより対等なパートナーシップを築くことが、日米両国の健全かつ良好な協力関係のために必要であると考えられます。

資料十八、十九を御覧ください。

今般のコロナ禍におきまして、日本政府の感染対策、検疫が米軍構成員に適用されず、基地従業員、周辺住民は大変不安であり、国の水際対策としても問題がございます。私は国際法を勉強してまいりましたので、大変な違和感を覚えております。

日本国内の米軍基地への国内法の適用について伺います。

そもそも、一般国際法上、属地主義が優先されますので、そして特権免除、国内法令の適用除外の対象は大統領や公館、公務中の外交官に限定されております。日本国内の米軍基地及び基地に所在する米軍構成員には、原則として日本の国内法

が適用されるべきものであります。

資料二十、御覧くださいませ。日米地位協定により、例外的、限定的に国内法の適用が免除されているのは、合意されているのは、旅券及び査証に関する法令及び外国人の登録及び管理に関する法令のみでございます。九条でございます。また、三条におきまして、合衆国が管理、基地の管理、必要な全ての措置をとるとはされているものの、日米地位協定におきまして日本国内法の不適用を原則とする規定はございません。

そこで、政府にお尋ねいたします。

米軍基地関係者に対して日本国の検疫法、感染症法等に基づくコロナ対策は適用されるか、一つ目。二つ目は、労働基準法を始めとする労働関連法規、これの違反は労働基準監督署が是正措置に入るわけですが、労働基準法等の関係法令は米軍基地内で働く日本人労働者を守るために適用されるのか、二つ目。さらに、三つ目、国内法が適用されることを明文化するために、今の米軍基地、日米地位協定の改正を行うべきだと思っております。この点、三点につきまして御説明をお願いいたします。

○副大臣(武井俊輔君) お答えいたします。

一般的に、国家はその領域内に主権を有しております。その領域内における者につきましては、外国人を含めまして、属地的にその国の法令が適用されることとなります。また、一般的に、一般にですね、受入れ国の同意を得て当該受入れ国内にありませう外国軍隊及びその構成員等につきましては、受入れ国の法令を尊重する義務を負うわけでありませうけれども、個別の取決めがない限り、軍隊の性質に鑑みまして、その滞在目的の範囲内で行う公務につきましては受入れ国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられるところでありませう。

その上で、今御指摘ございました米軍関係者の検疫につきまして申し上げますと、一九九六年の日米合同委員会の合意に基づきまして、米軍人な

どが日本の民間空港から入国する場合におきましては日本政府による検疫が行われ、米軍関係者が直接米軍施設・区域内に入国する場合は米側が検疫手続を行うこととなっております。

また、二〇一三年の日米合同委員会の合意に基づきまして、米軍施設・区域の医療機関とまた地域の保健所の間で感染症に関し必要な情報共有を行うことになっておるところであります。

さらに、本年の一月には、日米合同委員会の下に新たに検疫・保健分科会を設置をいたしております。その上で、日米双方の保健当局の参加を得る形で議論を行っておりまして、検疫手続や感染症の対応につきまして、日米地位協定の下、日米合同委員会合意に基づき、日米間で連携して対応する枠組みを一層強化をしたところでありませう。

今申し上げた考え方の下、政府といたしまして、引き続き、この感染症の防止、感染防止対策の徹底及び地元の皆様への不安解消に向けて、日米間で連携を一層より強化していく考えであります。

以上です。

○水野素子君 参考資料の最後の二十一、御覧ください。

今、国内法の適用があると伺ったと認識しております。感染症法等あるいは労働法等でございますが、これが沖繩県が作った資料でございますけれども、基本的には、日本は、実態としては原則不適用と現場ではなっていると感じられることが多い。これは、皆さん、海外との比較においてもバランスを逸している、国際法との乖離、さらに海外との実態との乖離がありまして、非常に不合理な状況であると考えます。

また、もしこの実態が現実であるとすれば、国会で承認されている日米地位協定の範囲を政府の運用が超えている、その結果、国民が元来有する権利を行政が狭めている憲法違反の疑いがあり、立憲主義の観点からも問題であると考えます。速やかに日米地位協定を改正をいたしまして、日本国内法令の原則適用の明文化を始めとして、

より健全なパートナーシップに向けた協定の改正を行うべきと考えますので、意見として申し上げます。

最後に、本日のように、政治、行政の構造的課題が山積しております。今後も改善に向けた提案を行つてまいりたいと思ひます。

質問を終わります。ありがとうございます。

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

まず最初に、前日に引き続き、国民保護の問題をお聞きをしていきたいと思ひます。

異例の頻度で北朝鮮からはこのミサイルの発射をされているわけですが、それに代表されるように、日本を取り囲む環境は、安全保障の環境は大きく変わりました。したがって、私どもは、総合的に防衛力を強化していくことを唱えているわけですが、同時に、いざというときにいかに迅速に住民の皆さんを避難をさせ命を守つてもらうか、被害をより小さなものにしていくかということにもっと力を入れるべきだと考えております。

ただ、この前のアラートの問題も取り上げましたが、本当に大変この国民保護に関しては非常に心もとなない点があると思ひて、もつと政府におかれては真剣に緊迫感を持ってやつていただきたいと思ひます。そんな観点で今日も質問をしていきたいと思ひますが、

この前もお聞きをしましたが、地下避難施設を整備をしていくと、これは急いでやつてもらわなきゃなりません、大事なものは、やはりいかにその地下避難施設にスムーズに避難をしていくかというやつぱり避難の手順というものが、あるいは訓練を行う際のマニュアルというものがなければ、いざというときに救える命も救えないということが起きるんじゃないかと心配をしております。

また、そういうマニュアル的なものがあれば地方自治体が独自に行う訓練などにおいても十二分に役立つものだと思ひますが、そこで、この地下避難施設への避難手順や訓練について定めたマニュアルを早期に策定すべきだと思ひます。

が、どのように取り組んでいるか、まずお聞きをします。

○政府参考人(齋藤秀生君) お答えを申し上げます。

国と地方公共団体が共同で行う弾道ミサイルを想定した住民避難訓練につきましては、平成三十年六月以降実施を見合わせてきたところでありますが、本年に入り北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されていることなどを踏まえ、本年九月から再開したところであり、これまでに六つの市町村において訓練を実施してきており、今年度内に合わせて十一の市町村で実施する予定であります。

今後、こうした訓練を全国各地のより多くの地域で実施していくためには、地方公共団体が訓練の企画、実施の参考とできるようなマニュアルの整備、配付が必要と考えております。このため、地方公共団体が訓練マニュアルとして使用できるよう、今年度順次実施しております国と地方公共団体の共同訓練について、例えば富山県魚津市におきましては地下施設への避難訓練を実施しましたことから、地下施設への避難手順を含め様々なパターンでの訓練の実績をいち早く公表いたしますとともに、年度末までに訓練実施の留意点などについても取りまとめ、地方公共団体に提供することを予定いたしております。

こうしたマニュアルを全国の地方公共団体に御活用いただき、更に多くの地域でより効果的かつ実践的な訓練が行われるよう、積極的に取り組んでまいります。

○柴田巧君 四月四日でしたか、決算委員会でも今の問題を取り上げていたわけですが、あれから七か月余りたつて、今、国の共同訓練がこうやってまた始まったわけですが、もっともっとも本来は早く作業を進めておくべきではなかったかと思っております、いずれにしても、これ、より早期にマニュアルをきっちり作っているということが極めて重要なことだと思っておりますので、改めて申し上げておきたいと思っております。

それで、この地下避難施設を整備をしていくことは極めて重要ですが、これがいざというときにどこにあるかということが周知されていないければ、避難しようにもできないということになります。

例えば、津波であったり土砂崩れであったり大規模火災といった災害時の避難場所については、国が被害の状況をかたどった図記号を制定してありますね。高潮とかあるいは津波だと、いわゆる波のマークになっていきます。これを見れば、そういうことが起きたときに逃げる場所なんだというのはいざ一目瞭然分かるわけですが、この津波や洪水であったり、あるいはそういった災害同様に避難に一刻の猶予もないにもかかわらず、このミサイル攻撃の際の避難先を示す統一基準、統一表示とか設置基準というのは実はありません。

で、不幸にしてミサイルが飛んでくる時にいつも地元にいるとは限らないわけで、旅先だったり出張先だったり、あるいは外国の人もいるかと思いますが、そういった場合に、そういった方々が、ここはミサイルが飛んできた場合には逃げるところなんだ、逃げる場所なんだということをやっぱり分かるようにしておくということが極めて重要なことだと思っております。

そこで、このミサイル攻撃の際の避難先を示す統一表示、設置基準をやっぱりきちっと設けるべきだと、記号化を進めるといふ言葉がいいのかもしれないんですが、そういうふうに進めていくべきだと思っております、どのように取り組んでいくのか、お聞きをします。

○政府参考人(齋藤秀生君) お答えを申し上げます。

避難施設の情報に係る周知、広報は、有事の際に住民が迅速かつ的確に避難を行うために大変重要な取組であると認識いたしております。これまで内閣官房では、利用者の現在地周辺の避難施設の情報を国民保護ポータルサイトの地図上で確認できるようにしておりますほか、本年四月からツイッターを活用したブッシュ型の周知を

新たに実施するなど、国民の皆様への分かりやすい周知の取組を強化しているところであります。

今後、これらの周知手段の機能の向上や更なる活用、また委員御指摘の避難施設の表示を含め、有事の際に住民が迅速かつ的確に避難が行えるよう、更なる避難施設情報の周知、広報の方策についてしっかりと検討し、取り組んでまいります。

○柴田巧君 今おっしゃったように、ポータルサイト、ツイッターも重要だと思いますが、一目瞭然で、いざというときにここが避難場所なんだなと分かるものをやっぱりきちっと用意しておく、基準をつくっておくというのは重要だと思っておりますので、これも前にも実は指摘をしたことでもあります、是非進めていただきたいと思っております、改めて申し上げます。

さて、年末までいわゆる防衛三文書が改定をされますが、その中で、この国家安全保障戦略は、言うまでもありませんが、安全保障に関する最高位の政策文書であります、現行の戦略には国民保護についての記述が実は具体的なものはありません。まあ核抑止力の文脈の中でミサイル防衛などとともに関連施策が列挙されているわけですが、その一つとして記述されているにすぎないわけですね。しかし、こういうふうには、この我が国の安全保障政策においては国民保護の位置付けというのが極めて弱いのが現実だと思っております。

しかし、この日本を守り抜く総合的な防衛体制を構築する上で、国民保護は、前回は申し上げてきましたように、今もお話をしておりますように、極めて重要だと思っております。

このことについては、三月八日のこの委員会でも官房長官に前にも御見解をお聞きをしました。官房長官は、新たな国家安全保障戦略の策定に当たっても、国民保護の扱いについて政府としてしっかりと議論していきたいと考えていますと、この答弁をされたわけですが、そこで、私自身は、この戦略に当たって、改定に当たって、より明確に、詳細にこの重要性を、国民保護の重要性を記

述すべきだと思っておりますが、官房長官は、そういうふうにお答えになったのを受けて、特にどのような点が盛り込まれるべきだとお考えになっているか、またその検討状況とともに併せてお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(松野博一君) お答えをいたします。

我が国を取り巻く安全保障環境が一段と厳しさを増す中、国民を守るために何が必要か、新たな国家安全保障戦略の策定のプロセスの中で、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討をしているところであります。

具体的な内容について予断することは差し控えていただきますが、先生御指摘のとおり、避難施設の確保を含めた国民保護は非常に重要な問題であると認識をしております、政府としてしっかりと議論をしていきたいと考えております。

○柴田巧君 まあ今日のところはまだ具体的なことは特におっしゃらなかつたのですが、国民保護の重要性は認識をされているものと思っておりますので、やっぱ、せつかくこうやって改定をするわけですから、きちつこの重要性が具体的にまた盛り込まれるようにしていただきたいということをお求めおきたいと思っております。

次に、テロ対策について質問を移していきたいと思っております、良好な治安を確保する上でテロ対策をしっかりとやるというのは極めて重要なことでもあります、近年は、我が国においては、東京大会、二〇二〇年東京大会に向けてこのテロ対策の検討が進められてきました。二十五年には「世界一安全な日本」創造戦略を閣議決定をいたしました、平成二十九年には、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱等の作成をいたしました。

しかし、御存じのとおり、昨年で東京大会はもう終了しているわけですし、来年は広島サミットがあります。また、二〇二五年、令和七年になりますか、大阪万博などがあるわけでありまして、

そして、先ほどから申し上げておりますように、この日本を取り囲むこの安全保障環境は緊迫の度を深めています。加えて、安倍元総理が銃撃されるという事件なども既にこの日本では起きています。テロには屈しないと、テロを許さない、こういうメッセージを発する意味でも、新たな総合的なこのテロ対策が求められているのではないかと考えています。

そこで、今申し上げたように、この最近の情勢を踏まえたこの新たなテロ対策の政策、まあ戦略と言った方がいいのかもしれませんが、まとめていくということが必要なのではないかと思いが、官房長官の御認識をお尋ねします。

○国務大臣(松野博一君) お答えをいたします。

国際テロ組織の活動の多様化やドローンのようなテロに使用されるおそれのある民生技術の高度化等に見られるように、テロをめぐる国内外の諸情勢は変化を続けており、関係府省庁において、これまで、講ずべきテロ対策について不断の見直しを行ってきたところであります。

先生から御指摘があったとおり、他方、今後、G7広島サミットや大阪・関西万博といった重要な国際行事を控える中、テロ対策を含め、政府が推進すべき対策を取りまとめた「世界一安全な日本」創造戦略について、改定に向けた検討作業を進めているところであります。

テロの未然防止は政府の重要課題であり、国民の安全、安心を確保するため、今後ともテロ対策の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

○柴田巧君 官房長官も今おっしゃったように、このテロのあり方も随分変わってきましたし、安倍元総理のあのような不幸な出来事も、テロもあつたわけ、それらを踏まえて、やっぱりテロに強い、テロを許さない、そんな日本をつくるために、改定とおっしゃいましたが、しっかりとした政策を、戦略をまとめていただくように強く要望しておきたいと思えます。

これで官房長官への質問はございませんで、御退席いただいて結構です。委員長、よろしくお願ひします。

○委員長(古賀友一郎君) 松野内閣官房長官は御退席いただいて結構です。

○柴田巧君 それでは、ローンウルフ型テロについて、以下お聞きをしたいと思います。

御存じのとおり、組織的なテロの一員に加わらず、単独若しくは極めて少数で行うテロを一匹オオカミに例えてローンウルフ型と呼んでいますが、最近では、ローンウルフだとの意味もよつと格好いいイメージを与えるのではないかと、この犯罪者や違反者という意味を持つローンオフエンダーという言葉を使う向きもありますが、ここではよく通っているこのローンウルフ型テロと呼ばせていただきましたが、このローンウルフ型テロは、従来はイスラム原理主義の影響を背景としたテロの文脈で警戒をされてきたことですが、昨今、アメリカでもこのイスラム過激派組織とは関係のない銃撃事件が増加しているのも事実であります。

そして、そういう中、我が国においても、先ほど来からお話ししております安倍元総理のあつた銃撃事件が起きて、国民に大きなショックを与えたわけで、あの事件は、あの山上容疑者がひそかに武器を製造して、人知れずある日突然犯行に及んだ典型的なローンウルフ型テロだと考えています。この手製の銃が製造できるということは広く知られたと。そういう意味では、身近でテロが起り得るといふ危機感をやっぱり持たねばならないのだと思っております。

そこで、この安倍総理の銃撃事件を受け、警察のローンウルフ型テロへの対処能力を向上させる必要があると思いますが、どう取り組んでいくのか、また、これは警察のみならず関係機関との連携強化が求められると思っておりますが、どのように取り組んでいくのか、併せて国家公安委員長にお聞きをいたします。

○国務大臣(谷公一君) 御指摘のように、近年、

特定のテロ組織などと関わりがなくなると、社会における不満を抱く個人がインターネット上における様々な言説等に誘発され違法行為を敢行する事例が見受けられ、新たな脅威となっていると認識しております。

警察では、一般の警護の検証及び見直しを踏まえ、要人警護に万全を期すべく、ネット上の情報の収集を含めた様々な情報収集活動を強化しているところであり、また、銃器に対処するための資機材を始めとする警護に資する装備資機材の情報収集、開発及び導入に努めるとともに、警護に関する高度な訓練を実施するなどにより、委員御指摘のローンウルフ型テロへの対処能力の向上を図ることとしております。

加えて、テロの未然防止のためには、警察による取組のみでは十分ではございません。関係機関、民間事業者、地域住民などと緊密に連携してテロ対策を推進していきたいと思っております。今後も、様々な措置を講じることにより適切な警察活動を実施するよう指導してまいりたいと思っております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

今の御答弁も受ける形で具体的な施策についてお尋ねをしたいと思います。警察は今まで、このトラブルをもたす可能性のある組織を把握をして、所属する人物を調べることでテロを未然に防いできたわけですが、このローンウルフ型はテロの組織に加入しないわけで、したがって、その行動を事前に知るというのは非常に難しいと考えられます。つまり、その組織的な犯行とは違い、兆候がつかみにくいというような特徴なんだと思っております。

そこで、警察では、公開情報を収集、分析するインターネット・オシントセンターというのがあります。これは平成二十八年に設立をされて、ウェブサイトをキーワードを指定してテロにつながる内容を自動収集し、担当者が分析するというものなのですが、やはりその公開情報の収集や分析がまず大事になってくるんだらうと思っております。

れども。

そこで、このインターネット・オシントセンターを充実強化をしてこの公開情報の収集、分析を進めることが求められるのではないかと、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(原和也君) お答えを申し上げます。

先ほど大臣から御答弁ございましたとおり、一般の警護の検証及び見直しを踏まえまして、要人警護に万全を期すべく、警察ではインターネット上の公開情報の収集を含めた様々な情報収集活動を強化しているところでございます。

御指摘のインターネット・オシントセンターは、インターネット上のテロやサイバー攻撃等に関連する公開情報を収集、分析するため平成二十八年に警察庁に設置されたものであり、現在、要人警護に係る情報収集活動においても大きな役割を果たしているところでございます。

警察としていたしましては、今後も、同センターを活用しまして関連情報の収集、分析強化に取り組み、テロ対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○柴田巧君 まずは、その公開情報の収集、分析に力を一層入れていただきたいと思いが、このオシントセンターだけでは残念ながら限界があるのも事実で、警察以外の力もいろいろ借りていく必要があるんだと思いが。

例の山上容疑者は、去年の春以降、火薬の材料となる農業用肥料をネットで購入して、ユーチューブで製造法を自ら調べて複数の手製の銃を完成させていたというところであります。あの安倍元総理の銃撃事件の後、その事件を検証した報告書でも、テロ組織に属さない個人でもこのインターネットで銃器や爆発物の製造に関する情報を簡単に入手できるという視点が不足していたと強調されているわけであり、今般の銃撃事件を契機として、警察が業務委託をしているインターネット・ホットラインセンターというものが

ありますが、ここで、やっぱり銃や爆発物などの製造に関するネット上の書き込みやサイトを人の命に危険を与えかねない有害情報として扱い、サイトの管理者などに削除を要請するという報道がありました。

このインターネット・ホットラインセンターは、利用者から違法情報に関する情報提供を受けて、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、電子掲示板の管理者等への送信防止措置の依頼等を行う団体と、設けられたわけですが、これまでも薬物や密売や児童ポルノなどの削除の要請を行ってきましたが、新たにこの銃などの製造情報のチェックも対象に加えるとともに、一般からの通報を受け付けることにしたということですが、こうした情報の対策についてやっぱり早急に行う必要があると思います、どのような取組を、そしていつから、もう一部始まっているものではないかと思えますが、どのように行っていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(河原淳平君) お答えいたします。

警察におきましては、インターネット上の違法・有害情報対策の強化を推進するため、都道府県警察が行うサイバーパトロールの強化、警察庁が委託するインターネット・ホットライン事業及びサイバーパトロール事業の取組強化、関係機関と連携した違法情報、有害情報対策の推進、これらについて検討し、順次実施しております。

御指摘のとおり、これらの取組については早急に対応する必要があると認識しております。インターネット上に流通する銃に関係する売買等の情報収集を強化し、取締りや削除依頼につなげるよう都道府県警察に指示したところでございます。また、インターネット・ホットライン事業やサイバーパトロール事業につきましても、その対象に爆発物、銃砲等の製造方法等、危険性、緊急性が高い有害情報を追加することを検討しております。

これらの取組については、一部予算要求中のもの

もありますが、可能な限り速やかに開始できるように関係機関等と協議を行っているところでございます。

○柴田巧君 しつかりとこれまで進めていたように、そういう違法、有害な情報が流通しないというか、それによってまた事件などが起きないような手だてをしつかり講じていただきたいと思えます。

このインターネット・ホットラインセンターは、ただ、通報を受けて対応するという仕組みになっていくわけですね。したがって、より多くの人にその存在を知ってもらう必要があるのもあるのではないかと思っています。この莫大な、膨大なインターネット情報の中から有害情報を削除していくためには、こういうセンターがある、ありますよということをやったり広く知ってもらい、周知をしていくということが求められると思えますが、どのように取り組むのか、お尋ねをします。

○政府参考人(河原淳平君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、インターネット・ホットラインセンターの取組が有効に機能するためには、できる限り多くの方にこうした取組を知っていただく必要があります。

このため、警察庁及び都道府県警察のウェブサイトに加え、ツイッター等のSNS、警察が行うセミナー等、様々な広報媒体、啓発機会を通じて、インターネット・ホットラインセンターの取組について国民への周知を図ることとしております。

○柴田巧君 是非お願いをしておきたいと思えます。

このローンウルフ型テロについては、この事例研究が進んでいるアメリカなどでは、いわゆるメンタルヘルス面の問題があるという指摘などもあります。やはり日本よりもアメリカなどが事例研究がどんどん進んでいるわけで、例えば日本を含む十八か国、八十八件の事例研究がありますが、非常に高い率でメンタルヘルス面の問題が見付

かったという指摘もあります。

我が国としても、このローンウルフ型の犯罪に至る背景について調べていく、分析をする上で、対策を練る上で、諸外国の事例も参考に分析を進め、この犯罪を未然に防止していくという取組が必要ではないかと思えますが、どのようにやっていくのか、お尋ねをします。

○政府参考人(原和也君) お答えを申し上げます。

警察では、テロ対策の観点から、外国治安情報機関と緊密に連携するなどして、情報収集、分析を進めております。また、警護の観点からも、外国の警護当局との連携強化を図り、常に最新の知見を取り入れつつ警護の高度化に努めているところでございます。

今後とも、諸外国の様々な知見を取り入れながら、委員御指摘のローンウルフ型テロへの対処に万全を期してまいりたいと考えております。

○柴田巧君 今個々に幾つか聞いてまいりました。本当に警察のみならず、いろんな関係機関の連携をしながらこのローンウルフ型テロに備えていくというか、未然に防止をしていくということが大事だと思えます。これは孤立問題とも、この根っこの部分ではそれも、背景にあると思えますので、そういったものを含めた総合的な対策が必要だということだと思います。また改めてローンウルフ型テロなどについてお聞きをしたいと思います。それぞれに対策をしつかりやっていただきますことをお願いをしておきたいと思えます。

次に、テロからちよつと離れまして、この前、韓国で群衆雪崩が起きて多くの命が亡くなるということになりました。そのうちには邦人の方もいらつしやつたわけですが、この問題についてお聞きをしたいと思います。一たびあつたことが起きると甚大な被害が避けられない。我が国でもしつかりこれ安全対策を再点検する必要があります。御承知のとおり、そういったこ

とがこれまでも起きてきたわけでありまして、この転倒の連鎖を生む群衆雪崩、例えば、よく知られているのは明石市の花火大会がそうですが、十一人が亡くなり、百八十人以上が負傷したということですが、こういったことは、その後、それからいろいろな対策はあるものの、日本でも今後起き得る可能性は多分にあるものと認識をしまして、対策をしつかり練らなければならないと思えます。

特に今後、ちよつと第八波の傾向もありませんが、規制や自粛が緩和されて行動制限がなくなつて、街に人の流れが戻りつつ現実にもありますし、日本国内でも最近では三年ぶりに行われる行事やイベントというのが、結構我々も呼ばれることが多くなつてきました。そういったこともあります。季節的にこれからクリスマスやあるいは初詣といったようなことなどもあります。したがって、日本でもあのような悲劇を起こさないために、警備に死角がないようにしていく必要があると思っております。

そこで、国家公安委員長にお尋ねをしますが、この前のソウルでの群衆雪崩による大惨事が発生をしたことをいかに教訓として酌み取っているか、そして、今後、日本における雑踏警備の万全を期していく必要があると思えますが、どのように取り組んでいくのか、併せてお聞きをします。

○国務大臣(谷公一君) お答えをします。

従来から警察では、祭礼等の行事に際して多数の人が集まることにより雑踏事故が発生するおそれがある場合には、あらかじめ行事の主催者や施設の管理者等に対して、自主警備計画の作成、警備員の配置、資機材の活用等の安全対策を取るよう要請することとしています。また、自主警備に加え、警察官による対応が必要と判断される場合には、制服警察官による雑踏整理や交通事故整理等を実施し、雑踏事故の未然防止を図ることとしております。

韓国の事故について御指摘がございました。大変痛ましく、関係の皆様方に心からお悔やみとお

見舞いを申し上げたいと思います。

警察庁では、今回の韓国での事故を受け、全国警察に対し、地元自治体や行事の主権者などと連携しつつ、雑踏整理や交通整理等を実施し、雑踏事故の防止を図るよう、改めて指示をしたところでございます。

引き続き、雑踏事故の防止に万全を期するよう、警察を指導してまいりたいと思います。

○柴田巧君 是非、今お話をしましたように、いつ何とき日本でも同じようなことが起こりかねないわけでありまして、いろいろ対策も講じられてきているところではありますが、警備に死角のないようにしっかりと取り組んでいただきますことをお願いを申し上げます、サイバー犯罪などについてもお聞きをしたかったのですが、時間がおおよそ来ましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○上田清司君 国民民主党・新緑風会の上田清司でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はコロナ即応病床と受入れ体制と補助金についてお伺いしたいと思っております。

二〇二一年の十月に厚労省は、医療機関において適切に患者を受け入れていなかった場合には、病床確保料の返還や申請中の補助金の停止を含めた対応を行うという通知をしていると伺っておりますが、これは間違いございませんか。

○副大臣(伊佐進一君) お答え申し上げます。

今、上田委員おっしゃっていただいたとおりでございます。この病床確保料については令和二年四月から実施しておりますが、実効性の担保を段階的に強化してまいりました。その中で随時強化を行い、引き続き実効性が高められるようにこれからも努力してまいりたいというふうに思っております。

○上田清司君 資料で提供しました図表は、雑誌「選択」の記事の表に、私、前段の部分を加え、数字においては厚労省に確認させていただいておりますので確かなものだと思っております。

二〇二〇年度の地域医療機能推進機構と国立病院機構の登録即応病床数と受入れ人数を見ていただきたいところですが、それぞれ四二％と三七％で低水準に思いますが、この点については、副大臣、どのように思われますか。

○副大臣(伊佐進一君) お答え申し上げます。

この病床の使用率、いわゆる幽霊病床というのが一時話題になりましたけれども、この病床について、昨年の秋、各都道府県に対してこの病床の運用実態を確認するように、依頼をさせていただきました。その中で、その結果、把握している範囲では、自治体が受入れ、この入院受入れを要請したものの受け入れられなかった事例の多くは正当な理由があったものというふうに承知しております。

いずれにしても、実効性を高めていくことは重要なので、引き続き努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○上田清司君 各地方自治体の照会ではなくて、国民の税金で運営されている国立三系統の病院、つまり、国家が監視しているんでしょうか、管理している、政府が管理している三病院でございます。

ので、とりわけコロナで病床が逼迫しているときに、率先して厚労省が指示をして病床の受入れをしっかりとやっていただくというのが筋目だったというふうに私は理解しておりますが、登録された病床数と実際受け入れた病床数は四二％と三七％で極めて低いと、はつきり言って。民間なんかと比べるとはるかに低いですね。この実態をどう思いますかということをお伺いしたんでありますので、もう一度答弁をお願いいたします。

○副大臣(伊佐進一君) 今回のこの病床確保料につきましても、実効性を担保することは非常に大事だということに政府も認識をしております。

その上で、例えば、令和三年四月からは、受入れ要請があった場合に正当な理由なく断らないということをまず明確化をさせていただきまして、ポイント、大事なことは、正当な理由とは果たして何だということだというふうに思っております。

す。例えば、特定の疾患、透析患者はうちは設備がないので受け入れられないとか、こういうような実態も、先ほど答弁させていただきましたとおり、昨年秋には正当な理由があるかどうかについても確認をさせていただきました。

その上で、このそもそもも正当な理由、実際にこうした患者を受け入れられるかどうかということを書面で締結することを医療機関に認めていこうと、あつ、医療機関に求めようということを令和三年十月から行わせていただいております。

さらに、その上で、病床使用率が実際に、即応病床を申請されているけれども、受入れが、実際にそこまで診てないと、その率が低いという場合については、その多い少ないで補助段階に差を設けるということもやらせていただいております。

○上田清司君 どうも厚労省所管で直接管理しているところについては全然御回答されようとされない傾向がありますね。

やっぱり、それぞれ二〇二〇年度で三百二十四億、千二十九億の補助金も出しているんですね。それに見合う方の形で私は受入れやっていないと思っております。にもかかわらず、二〇二一年度も補助金の額が増えているんですね。極めて低水準の受入れにもかかわらず、補助金がそれぞれ二百四十五億、二百八十八億と増やしているんですね。これも奇怪なんです。まあ、増やした結果、二〇二一年度の受入れの状況は良くなっていますね。七二％あるいは六五％ですね。しかし、これも全国的な平均で言えば決して高くない状態です。

つまり、国民の税金で賄われているこの三病院が、必ずしも三病院ではありません、病院の数は山ほどあるんですけども、三機構がそういう実態がないというところに課題がある。これはもういるんなところで指摘されていたところですけども、実はこういうことがはつきりしているということでもあります。

しかも、資料も見ていただきたいんですが、二〇二一年度の国立関係三系統の内部留保が極めて

増加していると。新年度比の内部留保の増加額を見ていくと、地域医療機能推進機構は五百八億です。国立病院は五百九十九億、国立病院医療研究センターは四十三・六億。これをそれぞれいただいた補助金の中でどのくらいの割合なのかということをもたまたま数字で追っかけて、何と地域医療機能推進機構は補助金総額の八九％に匹敵するんですね。それから、国立病院機構も四五・五％、国立病院医療研究センターは八五・五％。つまり、内部留保の額というのが補助金でいただいたやつのおよそ半分以上に達しているという、こんなことがあつていいのかと。国立病院はお金をためるところじゃないんです。お金を使って治療をするところなんです。

こういう実態について、患者さんにメス入れるだけじゃなくて、厚労省がメスを入れるべきじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○副大臣(伊佐進一君) この公的病院の受入れの今の実態あるいはこの内部留保の増加という、内部留保の増加額というところは委員のおっしゃっていただいたとおりでというふうに思っております。

ただ、今おっしゃっていただいたとおり、この使い方、これをしっかりと、また内部留保があればそれをどう使っていくかということも重要だということに思っております。五年ごとに当然中期計画というものに従ってこの運営をされていくと、その中で、当然この内部留保、お金の使われ方、今後どう使っていくかについて、あるいは適切に使われるかどうかにつきましても、厚労大臣の監督権限が及ぶところだというふうに思っております。

いずれにしても、これ公立病院、公的病院あるいは私立病院、同一のルールで今交付されているという状況でございますので、しっかりと今後また監督権限をしっかりと持っていていきたいというふうに思っております。

○上田清司君 そもそも、地域医療機能推進機構の所属病院数が五十七、国立病院機構、これ百四

十、しかも設置法そのものの二十一一条にこんなふうに書いてあるんですよ。厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処する必要があると認められたときは、機構に対し、第十五条第一項、第二項の業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。これは何だということ、要するに、いざというときにはしっかりと受け入れるということなんです。それをやっていないということなんです。同じく、独立行政法人地域医療機能機構推進、あつ、ごめんなさい、今のは国立病院ですね、今度は地域医療機能推進機構法、ここにも同じ二十一条で全く同じ条文が書いてあるんですね。

だから、是非これは少し、今後第八波がひよつとしたらという話もありますので、しっかりと受入れ体制ができるように、これは身内ですから、ある意味では、厚労省の職員の人もこの国立病院とか地域医療機能推進機構にも行ったり来たりしていますから。何となく、こう言っては大変失礼ですが、身内びいきぎみなどころがありますのでメスが入らない。ここはすつぱり、しっかりと政治のメスを入れるべきだと、このように思いますので、最後にしっかりとやっていただくということを言っていたかと思いますが、副大臣、お願いします。

○副大臣(伊佐進一君) おっしゃっていただいたとおり、これ、身内びいきに当然なつてはいけないことでもありますし、あるいはそう見えても私はいけないことだというふうに思っております。ここはしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

今回、今現在審議いただいております感染症法の改正案でございますが、まさしくこうした問題意識もございまして、今回この法案に盛り込ませていただいておりますのは、感染症流行前と同水準の収益をしっかりと補償する流行初期医療確保措置というものを導入させていただきま。これは当然、実際にコロナ対応したところに対して減収

補填をするという仕組みにさせていただいておりますので、こういう法案の中身も通じまして、しっかりと委員おっしゃるような厳格な対応を行ってまいりたいというふうに思っております。

○上田清司君 次の題に移らせていただきます。国民民主党と新緑風会は、今国会召集日に、資料二、今のグラフの表の裏側になりますが、いわゆる所得制限撤廃法案を出しているところでございます。要するに、少子化に歯止めが掛からない部分に関して、中途半端な所得制限が、子供を産みたい、育てたいという、あるいはそれを担保する資金が十分でないという実態が起こっていることを踏まえて、後ほど御紹介したいと思っております。そういう法案でございます。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、少子化担当大臣をつくられて御尽力もいただいているところですが、少子化に歯止めが掛かっているというふうにも思っております。私、事実、厚生省の人口動態調査資料、今年九月に発表されたところですが、二〇二二年の出生数が八十一・二万人、これ戦後最少と、合計特殊出生率も一・三〇、これも二〇〇五年の一・二六ショックと言われた戦後最低水準と比べてもそれに近いと、こういう実態になってきている。

つまり、成果がないと思うんですが、この点について、少子化担当大臣として、もちろん過去の推移もいろいろありますけれども、どのような所感を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。○国務大臣(小倉將信君) 答えをいたします。私も、委員と同様に、少子化は、コロナの影響もありますけれども、深刻さを増していると思えます。今年の前半、出生数四十万人切りしましたので、ますます深刻化をする中で、我が国の少子化というのは静かなる有事だというふうにも思っておりますし、少子化対策の抜本的な強化というのは待ったなしの課題だというふうにも思っております。

我が国も、これまで、例えば保育所の整備をしまいでまいりまして、待機児童数も一番多いときは二万六千人超えておりましたが、足下はその十分の一になってございます。保育や幼児教育の無償化も実施をいたしました。例えば、今年に入ってから、不妊治療の保険適用というのもスタートし、子育てと、育児と仕事の両立という意味では、男性の育児取得を促進するような法改正も実施をさせていただきました。

ただ、やはりそれだけでは今の少子化を食い止めることはできないというわけですから、それぞれの少子化の課題をしっかりと特定をした上で、それぞれに適した政策を更に前に進めていくということが担当大臣として必要なことだというふうにも考えております。

○上田清司君 大臣は、全国一千七百の自治体の中で、合計特殊出生率が極めて、五年とか十年のスパンで上がった事例という、そういうものは御承知でしょうか。

○国務大臣(小倉將信君) 事前にちよつと質問、具体的にいたしておりませんでしたので、どの自治体がを挙げることはちよつと差し控えさせていただきます。千七百ある自治体の中で大変充実した子育て支援策をやってください、この五年、十年のスパンで出生率を上げたという自治体が複数あるということは存じ上げております。

○上田清司君 確かに人口五千とかの町などで極めて高い割合で出生率を上げたところもあります。これを全国規模で学ぶとなると少し限界があるかなというふうにも、特に政府が学ぶということになってくる。

そこに行く、人口約三十万の明石市の子育て支援、これは、基本的に一・七近くまで来ていますので、一番近似値ですね、そういうことも考えると、そういう特別な研究というのは内閣府でなさらないでしょうか。私は、政府を挙げてそういう研究をすることが大事だと思うんです。

ど、自治体の成功例というのをですね、どのようなようにお考えですか。

○国務大臣(小倉將信君) 御指摘の明石市の泉市長も、この前、内閣委員会で答弁も申し上げましたけれども、とある経済団体のフォーラムで御一緒させていただきました。市長のお話もじっくり聞く機会もございましたし、こども家庭庁の準備室といたしましては、政務三役で地方キャラバンというものを実施をさせていただきまして、非常に先進的な子育ての取組をしている自治体に伺いまして、様々な実情を伺っているところでもあります。

私自身も先週末に神奈川県鎌倉市を訪れまして、例えば学校に行きづらい方に対する子育て支援の状況を学ばさせていただきましたし、そういったものをしっかりと内閣府に持ち帰って検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○上田清司君 本題に戻りまして、所得制限を掛けることで逆転現象が起こっている事例も結構多くあります。

五百九十未満は、私立、公立を問わず、高校の部分では全く五百九十未満はゼロでありますし、五百九十から九百九十未満は、公立は全額補助、私立は三分の一支援、九百万以上は支援なしということになっておりますが、御案内のとおり、累進課税ですので納税が上がります。それから、それに合わせる形で社会保険料は負担が増えていきます。実額が減るということが起こっております。

そして、比較的、私立高校なんかに通わせる場合は授業料等々が高いという問題があります。したがって、例えばは高校一年と高校三年生が考えられたときに、二人分はともじゃないけど無理ねと。ライフサイクルで考えている人もいます。比較的幼児は何とかなるけれども、しかし、中学、高校となつてくると困難だねと。じゃ、二人

でなくて一人ね、あるいは五人も四人もという話にはとてもならないから一人ねという話で、この所得制限によって総額が全然減る場合もあるんですね。境目の方なんか徹底的にそうですね。そんなのもう見えているわけです。しかも、今申し上げた社会保険料や税負担が重い。全然、所得制限を掛けることで子育て支援にならない形になってしまわぬですね。

したがって、これだけじゃないんです、話は。いっぱいあるんです。第一、この政府による社会給付における所得制限というのは、子育て分野で六、教育分野で四、その他で二十八、三十八もあって、それぞれ事務コストとか掛かるんで、時間が参ったようなんです。もう多くは語れませんが、これはとことん、基本的には撤廃する方向で一つ一つ見ていかなくちやいけなないと思います。ただ、たつた一つ今事例を挙げましたけど、この点だけでも踏まえて、大臣の所感を伺いたいと思います。

○委員長(古賀友一郎君) 時間が来ておりますので、簡潔に答弁願います。

○国務大臣(小倉將信君) 各制度におけます所得制限の在り方については、個々の制度の目的や支援方法に応じて、それぞれの制度において必要性が判断されるものと考えております。

他方で、政策全体の中で、より広い方々に支援が行き届きやすくなるようにという観点も大切であると考えておまして、例えば、今検討しているような伴走型支援に伴う経済的支援などについては所得制限を設けず進める、検討しているところであります。

そういった様々な制度や支援を重層的に用意する中で、政策全体のバランスを踏まえて考えていく必要があるというふうに思っております。

○上田清司君 ありがとうございます。

○委員長(古賀友一郎君) 時間が来ておりますので。

○上田清司君 満足しませんが、ありがとうございます。

いました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。まず、女性活躍推進法に基づく男女間の賃金格差の開示に関して、小倉担当大臣にお聞きいたします。

七月八日に、同法に基づく女性の活躍に関する情報公表項目に男女間の賃金差異を新設する厚生労働省令の改正が施行されました。これは、生涯賃金で一億円近い差が生じている異常な男女間の賃金格差を、是正を求めめる女性たちの長年の闘いが勝ち取った成果だと思えます。私どもの党も繰り返しこの間求めてまいりました。

まず、今回のこの措置について、その趣旨、意義を担当大臣としてどのようにお考えか、お願いたします。

○国務大臣(小倉將信君) 男女間の賃金格差について、我が国の現状を見ますと、女性の賃金は男性の賃金の約四分の三でありまして、OECD諸国と比較しても格差が大きくなっており、その是正は女性の経済的自立の実現に向けた最重要課題だと思っております。

男性と女性が同じ組織で働いていても職務や職責が異なることなどから、女性はより低賃金となる傾向が指摘をされております。こうした社内格差、いわゆる垂直分離に対しては、各組織においてそれぞれ要因を詳細に分析をして、女性の処遇改善につなげるのが重要だと思っております。

こうした認識の下、委員御指摘のとおり、先般、女性版骨太の方針二〇二二に基づき、女性活躍推進法に基づく厚生労働省令改正が施行され、常用労働者三百一人以上の事業主について、男女間賃金格差の開示を義務化したところでありま

す。賃金格差の開示は、格差是正のための第一歩として極めて重要な意義を持つと考えております。

また、こうした取組を通じて、企業の持続的成長のためには、女性を含め多様性を確保し、それを外部に発信することが不可欠であるという意識を

広げていきたいというふうに思っております。

○井上哲士君 男女間の賃金格差の是正は最重要課題だという御答弁もありました。非正規雇用の七五％は女性が占めており、この正規と非正規の間の賃金格差が大きいわけですね。ですから、女性は男女間の格差に、この正規、非正規の雇用形態間による格差という二重の意味で虐げられている現状があるわけですね。

今回の公表は重要な第一歩でありますけれども、男女賃金格差を全労働者、正規、非正規という三つの区分ごとにその割合をそれぞれ公表するというものであります。しかし、割合ですから、これですと、正規雇用の男性と非正規雇用の女性格差というのは直ちには分からないわけですね。

私は、今、非正規の多くが女性占めて、二重の意味で虐げられているという現状にある中でいいますと、この状況を改善するためには、正規雇用の男性とそして非正規雇用の女性との賃金格差が明らかにされるべきだと思えますけれども、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(小倉將信君) この男女間の賃金格差の開示につきましては、委員御案内のとおり、一般事業者は厚生労働省で、私ども内閣府は特定事業者、いわゆる政府や地方自治体を担当しております。そういう意味では、民間部門における男女の賃金の差異の公表につきましては基本的には厚生労働省の所管となりますが、その上であえて申し上げれば、女性活躍推進法に基づく民間事業者による男女の賃金の差異の公表については、全労働者、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者の三分で開示することとされております。これは、

従来、男女間賃金格差の国際比較などにおいて、フルタイム労働者の男女間賃金格差を用いることが通常ですが、我が国においては、正規雇用労働者、非正規雇用労働者、それぞれの不合理な待遇の格差の是正を進めていること等も踏まえ、比較可能性を確保する観点から、この三分で開示す

ることとしたものであると承知しております。したがって、所管の厚生労働省においては、御指摘の男性の正規雇用労働者と女性の非正規雇用労働者の間の賃金の差異の公表を義務付けることについては、現時点では考えていないというふうに承知をしております。

○井上哲士君 国際的にはフルタイムの比較だけでも、日本の現状に合わせてこの区分をしたというところですね。そうであれば、やっぱりそういう現状があるわけですから、私は、この区分ごとの公表に加えて、やはり正規の男性と非正規の女性というもののこの差を明らかにしないと、やっぱり大きな問題の解決にならないと思うわけで、これは是非、担当大臣として厚生労働省ともしっかり話し合いをしていただきたいと思うんです。

同様に、今回の対象は、労働者が三百人以上の事業者が対象になっております。百人から三百人の事業者を対象にすることについては、施行後の状況を踏まえ検討を行うと政府はしております。しかし、女性労働者の約半数が三百人以下の企業で働いているわけですね。これを踏まえますと、本当にやっぱり実態を把握して是正をする上でいえば、もう速やかに対象を広げるべきだと思えますけれども、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(小倉將信君) お答えいたします。繰り返しで恐縮ですが、民間部門における男女の賃金の差異の公表につきましては厚生労働省の所管であります。お答えをいたしますれば、今般、常用雇用労働者三百一人以上の事業主について本情報公表が義務付けられておまして、まずは当該事業者が適切に情報公表を行うことができよう支援することと法の履行確保を図ることとして承知をしております。

その上で、今後、厚生労働省において、本制度の施行状況を踏まえつつ、常時雇用労働者百人から三百人の事業主における公表の義務付けについて検討することになるというふうに承知をしております。

○井上哲士君 それはやっぱり速やかにやるべきだと思っております。

大臣は先日の所信的挨拶で、男女間賃金格差の是正など、女性の経済的自立を政府一体で推進してまいりますと述べられました。まさに、政府の中で、いろんな各府省に関わる問題であつても、この男女間の様々な格差の是正をするという、やはりその一番の責任が私はやっぱり大臣だと思っております。そういう点で、是非イニシアチブを発揮していただきたいということで、今回の賃金格差の公表は大事な一歩でありますけれども、ゴールでなくスタートですから、しっかりとこれを推進しながら、同時に、この賃金格差の是正のための具体的措置をとるところまでは進める必要があると思つています。

OECDは男女間賃金格差の国際比較に関する資料を公表しております。これは正規、非正規を合わせたフルタイム雇用の比較値でありますけれども、それによりますと、OECD平均の八八・四％に対して日本は七七・五％と、国際的に見ても男女間の格差は大きいわけですね、先ほどもありました。やはり、これ、日本の是正の取組が、にもかかわらず遅れていると、国際的に、これ、正す必要があると思つております。

例えば、EUは、一九七五年の男女同一賃金指令、一九九七年のパートタイム労働指令等によって男女間の賃金格差の縮小を図ってきました。イギリスは、二〇一七年の平等法で、従業員二百五十名以上の企業に対する男女間賃金格差のデータ公表などの情報公開を義務付けるとともに、是正命令に従わない場合の罰金も規定をされております。フランスは、二〇一九年に施行された男女間の賃金格差是正に関する施行令で、従業員五十人以上の企業に対して賃金格差の指数公表を義務付けております。この指数は男女間賃金格差の有無、昇給昇格差などの基準に算定をされて、指数の合計が七五ポイントに満たない企業は三年以内に格差を是正しなければならぬとされて、それ

が実施できない場合は賃金総額の二％に相当する過料が科せられると、こういうふうなことも行われているわけですね。こういう取組によってEU全体では男女間の賃金格差は八五・九％まで縮小しております。

こうした経験に学びますと、この公表の徹底とともに、日本においても、このような国際的な水準に基づいて男女間の賃金格差を解消するため、是正計画の策定と実施する仕組みなど、是正措置をしっかりと進めていくことが検討すべき課題だと思つておりますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(小倉将信君) お答えをいたします。今般の男女間賃金格差の開示義務化につきましては、諸外国において企業に対し男女間賃金格差の報告や分析の義務化を進めている状況も踏まえまして、格差是正に向けた取組として新たに決定したものであり、まずは本制度を着実に実行していくことが重要であると考えております。

また、賃金格差の是正に向けては、女性の正規雇用比率を増加させるなど、質の高い雇用の拡大に向けた対応も鍵となります。このため、女性デジタル人材の育成を通じた成長分野への労働移動、女性に多い非正規雇用労働者、御指摘いただきました、の正規化や処遇改善、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備などに取り組んでまいります。

私も、関係者の御理解をいただきながら、先月ドイツで行われた男女共同参画担当大臣G7会合に出席をいたしました。大きなテーマが、やはり女性の経済的な自立や男女間の賃金格差でありまして、委員御指摘のとおり、中でもとりわけ格差が大きいのが我が国でございます。そういう意味では、今後とも、委員が挙げられたイギリス、フランスを始めとした諸外国の動向も参考にしつつ、男女間賃金格差の是正に向けて関係省庁と連携をしながら、まあ連携しながらというよりも、強力に私どもとして後押しをし

ながら、実効性のある施策について議論を進めていきたいというふうな考えております。

○井上哲士君 強力に後押しをしたいという御答弁でありました。

やはり今回のこの公表はしっかりと進めながら、やはり国際的にも非常に大きな格差を是正するという上で特別な取組が要すると思つております。先ほどのイギリスやフランスの例も挙げましたけれども、EUは、そういう各国の独自の施策に加えて、更に踏み込んで、昨年の三月に賃金透明化指令案が提出されて、議論が進んでおります。この中で、同じ企業の労働者の男女別の賃金水準を、これは知る権利があるんだと、労働者に、このことを定めて、さらに、是正しない企業への罰金やペナルティーも含まれているわけですね。

先日のドイツの会議のお話もありましたけど、来年は、六月に開催される、G7の男女共同参画・女性活躍大臣会合が行われるわけですね。まさにそこで大臣は重要な役割を果たされていただかなくちゃいけないわけで、先日の所信でも、この会議で国際的な議論や取組への貢献するということも言われました。そうであれば、今の公開制度をしっかりと実施をしながら、本当に国際的な基準に沿って取組が進むように政府が連帯してやる上で大臣の役割は大きいと思つております。

改めて、その点での決意と、そして方向を伺いたいと思つています。

○国務大臣(小倉将信君) まずは、今般からスタートをいたします企業ごとの男女間賃金格差の開示について、恐らく業種ごと、企業ごとに状況が分かると思つています。それをしっかりと分析をして、我が国でこれだけ男女間の賃金格差が拡大している原因は何かということをきちんと見極めなければならぬと思つています。

どういった取組ができるのか、しっかりと発信できるだけの検討を内部で進めていきたいというふうな思つております。

○井上哲士君 是非強く進めていただきたいと思つています。

大臣はこれで結構でございます。ありがとうございます。

○委員長(全賀友一郎君) 小倉大臣はここで御退席いただいで結構です。

○井上哲士君 政府は、国家公務員についても民間と同様に女性活躍推進法に基づく開示を行うとしておりますけど、一方、公務労働の職場では、この常勤職員と非常勤職員は民間以上に賃金など処遇の格差が指摘をされております。国家公務員法は一般職の常勤職員と同様に非常勤職員にも適用されるわけですが、同じ法律が適用されるのに格差が生じていると、こういう事態であります。

この間、労働組合の粘り強い運動で様々是正をされてまいりましたけれども、現在でも、常勤なら有給の病気休暇や生理休暇は、非常勤の方は無給なわけですね。それから、住居手当や扶養手当、寒冷地手当などは支給をされません。こうした現状は一刻も早く改善されるべきだと思つています。○政府特別補佐人(川本裕子君) お答え申し上げます。非常勤職員の処遇改善につきましては、委員御指摘のとおり、人事院としては、これまでも順次取組を進めていくところであります。休暇については、これまで、業務の必要に応じたその都度任期や勤務時間が設定され任用されるという非常勤職員の性格を踏まえ、民間の状況などを考慮し、必要な措置を行っているところであります。非常勤職員の病気休暇等については、今後、民間企業の勤務条件制度等調査などを通じて引き続き状況などを注視し、必要に応じて検討を行つていきたいと思つております。給与に関しては、給与法第二十二條第二項にお

いて、各庁の長は常勤の職員の給与との権衡を考  
えて予算の範囲内で給与を支給することとされ、  
人事院が発出した非常勤職員の給与に関する指針  
に基づき、各府省において取組が進められていま  
す。

人事院としては、今後も引き続き、各府省や民  
間の状況などにつきまして注視し、必要な検討を  
行っていきたいと考えております。

○井上哲士君 是非改善を強く求めたいんです  
が、今回、今後議論になる一般職給与法の改正で  
一般職の初任給と若年層の俸給月額が引き上げら  
れます。これが施行されますと、この措置は今年  
の四月に遡って適用されますけれども、非常勤職  
員の場合はどうなるのでしょうか。

○政府参考人(窪田修彦) お答え申し上げます。  
国の非常勤職員の給与につきましては、今ほど  
人事院総裁の方から御紹介ありましたように、各  
府省において常勤職員の給与との権衡を考慮して  
予算の範囲内で支給することとされておりまして  
が、非常勤職員の基本給の改定時期につきまして  
は、職務内容等が常勤職員に類似する非常勤職員  
につきましては、平成二十九年に、常勤職員の給  
与改定に準じて改定することを基本としつつ、当  
面は、遅くとも改正法の施行月の翌月の給与から  
改定するということを各府省で申し合わせており  
ます。

今回の法案が成立した場合には、各府省等に  
いて申合せの趣旨も踏まえて適切な対応がされる  
ものと考えております。

○井上哲士君 かつては明確なルールがなくて、  
今の申合せで一定の改善はされたわけでありませ  
んが、しかし、これ、やっぱり差があるんですね。  
しかも、当面というのが五年前の申合せでありま  
して、もうこれ五年たっているわけで、やはりこ  
れは、いつまでたっても当面の措置を続けるので  
はなく、もっと抜本的改善が必要だと思いますけ  
れども、いかがでしょうか。

○政府参考人(窪田修彦) この申合せを決めま

たのが確かに平成二十九年ということで、それか  
ら時間もたつております。最近の、ここ二年ぐら  
いは給与の引上げも勧告されておりませんでし  
たが、最近の物価・賃金情勢を見ますと変化の兆し  
も見れますので、まずは人事院とも相談しなが  
ら、実態の調査をどうするかといった辺りから検  
討したいというふうに考えております。

○井上哲士君 一刻も早く常勤職員に準じた支給  
にするべきだということを求めたいと思います。  
今、様々指摘しましたけれども、一般職の常勤  
職員と非常勤職員の間で処遇や給与などの格差が  
あります。一刻も早く改善する必要があります。に  
もかわらず、今年の人事院勧告と一緒に出され  
た職員給与に関する報告は、非常勤職員の処遇改  
善は全く触れていないんですね。これでは労働基  
本権の代償措置としての人事院の役割を果たして  
いるのと言えらるのかと私は思うんですが、非常勤  
の皆さんの処遇改善へ人事院として積極的役割を  
果たすべきかと思いますが、総裁、いかがでしょ  
うか。

○政府特別補佐人(川本裕子君) お答え申し上げ  
ます。  
非常勤職員の処遇改善に関して、人事院として  
はこれまで順次取組を進めているところで、最  
近の例を挙げれば、休暇について、本年一月に  
出生サポート休暇、配偶者出産休暇及び育児参加  
休暇をいずれも有給で新設したほか、産前休暇及  
び産後休暇を有給にしています。

給与については、昨年七月に非常勤職員の給与  
に関する指針を改正いたしました。すなわち、期  
末手当及び勤勉手当に相当する給与について、任  
期が相当長期にわたる非常勤職員について、常勤  
職員と職務や勤務形態の類似する非常勤職員に  
ついては、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手  
当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務  
実績などを考慮の上支給するよう努める由を規定  
しています。

公務における人材の確保が非常に厳しい状況に

ある中で、本年の報告はそれらについて言及させ  
ていただきました。非常勤職員の処遇改善につい  
て、人事院といたしましては、今後も引き続き、  
各府省や民間の状況などについて注視し、必要な  
検討を行うなど、適切な役割を果たしてまいりた  
いと思っております。

○委員長(古賀友一郎君) 時間が来ておりますの  
で、質疑をおまとめください。

○井上哲士君 コロナの中で、公務労働の非常に  
大切さ、その中で非常勤の方の役割、非常に浮き  
彫りになったと思います。是非積極的な改善へ役  
割を果たしていただきたいと重ねて申し上げて、  
質問を終わります。

○委員長(古賀友一郎君) 本日の調査はこの程度  
にとどめます。

○委員長(古賀友一郎君) 一般職の職員の給与に  
関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職  
の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律  
案の両案を一括して議題といたします。  
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。河野  
国務大臣。

○国務大臣(河野太郎君) たいま議題となりま  
した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を  
改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する  
法律の一部を改正する法律案について、その提案  
理由及び内容の概要を御説明申し上げます。  
まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一  
部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関  
する人事院勧告が提出されました。政府として  
は、その内容を検討した結果、勧告どおり実施す  
ることが適当であると認め、一般職の職員の給与  
に関する法律等について改正を行うものでありま  
す。

次に、法律案の内容について、その概要を御説  
明申し上げます。

第一に、指定職俸給表等を除く俸給表につい  
て、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるこ  
ととしております。

第二に、勤勉手当の支給割合について、年間  
○・一月分を引き上げること等としております。

このほか、施行期日、この法律の施行に関し必  
要な措置等について規定しております。  
引き続きまして、特別職の職員の給与に関する  
法律の一部を改正する法律案について御説明申  
上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、  
一般職の職員の給与改定に併せて、必要な改正を  
行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説  
明申し上げます。

秘書官の俸給月額及び内閣総理大臣等の特別職  
の職員の期末手当について、一般職の職員の給与  
改定に準じた措置を行うこととしております。  
以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の  
概要であります。  
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら  
んことをお願いいたします。

○委員長(古賀友一郎君) 以上で両案の趣旨説明  
の聴取は終わりました。  
両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日  
はこれにて散会いたします。  
午後零時八分散会

十一月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰  
緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法  
律案(衆)  
一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部  
を改正する法律案  
一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を  
改正する法律案

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律

(定義)

第一条 この法律において「令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」とは、原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和四年九月二十日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金で、低所得者世帯への支援の観点から支給されるものをいう。

(差押禁止等)

第二条 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(非課税)

第三条 租税その他の公課は、令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についても適用する。ただし、第二条の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

## 一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同号ロ中「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号イ中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改め、同号ロ中「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級		
		俸給月額	円	俸給月額																		
	1	150,100		198,500		234,400		266,000		290,700		319,200		362,900		408,100		458,400		521,700		524,600
	2	151,200		200,300		236,000		267,700		292,900		321,400		365,500		410,500		461,500		524,600		527,700
	3	152,400		202,100		237,500		269,200		295,000		323,700		367,900		413,000		464,500		527,700		530,800
	4	153,500		203,900		239,000		271,000		297,000		325,900		370,500		415,400		467,500		530,800		
	5	154,600		205,400		240,300		272,700		298,800		328,100		372,400		417,300		470,500		533,900		
	6	155,700		207,200		241,900		274,500		300,800		330,100		374,900		419,600		473,500		536,200		
	7	156,800		209,000		243,400		276,300		302,600		332,300		377,200		421,700		476,500		538,700		
	8	157,900		210,800		244,900		278,300		304,200		334,500		379,700		423,900		479,600		541,100		
	9	158,900		212,400		246,000		280,200		306,100		336,400		382,100		425,900		482,300		543,500		
	10	160,300		214,200		247,500		282,200		308,400		338,600		384,800		428,000		485,400		545,300		
	11	161,600		216,000		249,000		284,100		310,600		340,600		387,400		430,100		488,400		547,100		
	12	162,900		217,800		250,300		286,000		312,900		342,800		390,100		432,200		491,500		549,000		
	13	164,100		219,200		251,800		287,900		315,000		344,600		392,500		433,900		494,200		550,700		
	14	165,600		221,000		253,000		289,700		317,100		346,600		394,800		435,700		496,500		552,100		
	15	167,100		222,700		254,300		291,200		319,300		348,600		397,000		437,700		498,800		553,400		
	16	168,700		224,500		255,500		292,600		321,400		350,600		399,400		439,700		501,100		554,500		
	17	169,800		226,100		256,800		294,400		323,300		352,300		401,200		441,600		503,200		555,800		
	18	171,200		227,800		258,200		296,400		325,300		354,300		403,200		443,400		504,600		556,600		
	19	172,600		229,400		259,600		298,500		327,300		356,100		405,100		445,200		506,100		557,700		
	20	174,000		230,900		261,100		300,500		329,300		358,000		406,900		446,900		507,500		558,600		
	21	175,300		232,200		262,700		302,400		331,000		359,900		408,800		448,700		508,700		559,500		
	22	177,800		233,800		264,400		304,500		333,100		361,800		410,600		450,200		510,100				
	23	180,300		235,400		266,000		306,500		335,100		363,800		412,400		451,600		511,600				
	24	182,800		236,900		267,600		308,600		337,200		365,700		414,300		453,100		513,100				
	25	185,200		237,900		269,400		310,300		338,600		367,700		416,100		454,500		514,200				
	26	186,900		239,400		271,200		312,400		340,500		369,600		417,600		455,800		515,300				
	27	188,500		240,700		272,900		314,400		342,400		371,600		419,100		457,100		516,500				
	28	190,200		241,900		274,600		316,400		344,300		373,600		420,700		458,300		517,700				
	29	191,700		243,100		276,200		318,100		345,900		375,100		422,300		459,300		518,700				
	30	193,400		244,100		277,900		320,100		347,800		376,900		423,600		460,000		519,600				
	31	195,200		245,100		279,700		322,200		349,700		378,700		424,900		460,800		520,500				
	32	196,900		246,100		281,200		324,300		351,500		380,300		426,100		461,500		521,400				
	33	198,500		247,200		282,400		325,500		353,400		382,100		427,300		462,200		522,200				
	34	199,900		248,100		284,100		327,500		355,200		383,500		428,600		463,000		523,100				
	35	201,400		249,000		285,700		329,400		357,000		385,000		429,900		463,700		523,800				
	36	202,900		250,000		287,400		331,500		358,700		386,600		431,100		464,300		524,300				
	37	204,200		250,900		289,000		333,400		360,100		388,000		432,300		464,800		525,000				
	38	205,500		252,200		290,700		335,300		361,400		389,200		433,100		465,400		525,600				
	39	206,700		253,400		292,500		337,300		362,800		390,400		433,900		466,000		526,400				
	40	208,000		254,700		294,300		339,200		364,200		391,500		434,700		466,600		527,000				

	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600							
	95		295,200	343,100							
	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2 級の 1 号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、189,700円とする。

口 行政職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	俸給月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
4	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	18	153,900	207,700	230,700	270,500	307,900
19	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	23	159,900	212,800	236,000	275,100	315,000
24	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	34	174,800	222,300	248,400	284,700	329,200
35	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	41	185,800	229,200	255,500	291,600	336,600
42	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600

44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	216,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	

主任職員の  
俸給月額

93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122	236,300	268,300	305,200		
123	236,600	268,600	305,500		
124	236,900	268,900	305,700		
125	269,100	269,100	305,900		
126	269,300	269,300	306,200		
127	269,600	269,600	306,500		
128	269,900	269,900	306,700		
129	270,100	270,100	306,900		
130	270,300	270,300	307,200		
131	270,600	270,600	307,500		
132	270,900	270,900	307,700		
133	271,100	271,100	307,900		
134	271,300	271,300			
135	271,600	271,600			
136	271,900	271,900			
137	272,100	272,100			
再任用職員	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職員の区分	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	号俸	俸給月額														
1		170,800		238,500		280,700		319,500		362,900		408,100		458,400		521,700
2		172,300		240,400		282,900		321,700		365,500		410,500		461,500		524,600
3		173,900		242,400		285,200		324,000		367,900		413,000		464,500		527,700
4		175,500		244,100		287,500		326,200		370,500		415,400		467,500		530,800
5		177,000		246,100		289,800		328,400		372,400		417,300		470,500		533,900
6		179,300		248,200		292,200		330,400		374,900		419,600		473,500		536,200
7		181,600		250,000		294,600		332,600		377,200		421,700		476,500		538,700
8		183,900		251,900		297,200		334,800		379,700		423,900		479,600		541,100
9		185,800		253,800		299,100		336,600		382,100		425,900		482,300		543,500
10		187,500		255,400		301,600		338,700		384,800		428,000		485,400		545,300
11		189,100		256,900		303,700		340,600		387,400		430,100		488,400		547,100
12		190,800		258,300		306,000		342,700		390,100		432,200		491,500		549,000
13		192,500		259,700		308,300		344,700		392,500		433,900		494,200		550,700
14		194,200		261,500		310,300		346,700		394,800		435,700		496,500		552,100
15		196,000		263,400		312,000		348,700		397,000		437,700		498,800		553,400
16		197,700		265,000		313,600		350,700		399,400		439,700		501,100		554,500
17		199,600		266,500		315,400		352,500		401,200		441,600		503,200		555,800
18		201,400		268,200		317,600		354,400		403,200		443,400		504,600		556,800
19		203,200		269,900		319,800		356,300		405,100		445,200		506,100		557,700
20		205,000		271,800		321,900		358,300		406,900		446,900		507,500		558,600
21		206,500		274,100		323,700		360,000		408,800		448,700		508,700		559,500
22		208,300		276,300		325,700		361,800		410,600		450,200		510,100		
23		210,100		278,200		327,800		363,800		412,400		451,600		511,600		
24		211,900		280,400		329,800		365,700		414,300		453,100		513,100		
25		213,500		282,200		331,500		367,700		416,100		454,500		514,200		
26		215,300		284,400		333,600		369,600		417,600		455,800		515,300		
27		217,100		286,300		335,500		371,600		419,100		457,100		516,500		
28		218,900		288,200		337,600		373,600		420,700		458,300		517,700		
29		220,300		290,300		339,300		375,500		422,300		459,300		518,700		
30		222,100		292,000		341,200		377,400		423,600		460,000		519,600		
31		223,800		293,900		343,000		379,300		424,900		460,800		520,500		
32		225,600		295,600		344,900		381,000		426,100		461,500		521,400		
33		227,000		297,000		346,100		382,400		427,300		462,200		522,200		
34		228,700		298,500		348,000		384,000		428,600		463,000		523,100		
35		230,300		300,000		349,900		385,500		429,900		463,700		523,800		
36		231,800		301,400		351,800		387,100		431,100		464,300		524,300		
37		233,100		302,900		353,500		388,600		432,300		464,800		525,000		
38		234,600		304,400		355,300		389,500		433,100		465,400		525,600		
39		236,100		305,900		357,100		390,600		433,900		466,000		526,400		
40		237,500		307,500		358,900		391,600		434,700		466,600		527,000		
41		238,400		308,900		360,700		392,600		435,300		467,100		527,500		
42		239,800		310,400		362,100		393,800		436,000		467,600				
43		240,800		311,800		363,600		395,000		436,700		468,000				
44		242,200		313,400		365,000		396,100		437,400		468,300				
45		243,500		314,900		366,000		397,000		438,200		468,600				
46		244,500		316,500		367,100		397,700		439,000						
47		245,500		318,000		368,200		398,400		439,400						

48	246,600	319,500	369,200	399,100	440,100				
49	247,800	320,500	370,100	399,600	440,600				
50	248,600	321,700	370,400	400,100	441,000				
51	249,500	322,900	370,900	400,600	441,400				
52	250,400	324,100	371,400	401,000	441,800				
53	251,400	325,100	371,800	401,400	442,200				
54	252,700	326,100	372,400	401,700	442,600				
55	253,900	327,000	373,000	402,000	443,000				
56	255,200	328,000	373,600	402,300	443,300				
57	256,500	328,900	374,200	402,600	443,600				
58	257,900	329,600	374,800	402,900	444,000				
59	259,100	330,400	375,400	403,200	444,300				
60	260,300	331,200	376,000	403,500	444,600				
61	261,300	331,800	376,400	403,800	444,900				
62	262,400	332,300	376,900	404,100					
63	263,600	332,900	377,500	404,400					
64	264,600	333,400	378,100	404,700					
65	265,600	333,900	378,600	405,000					
66	266,600	334,100	379,200	405,300					
67	267,700	334,700	379,500	405,600					
68	268,700	335,300	380,000	405,900					
69	269,900	335,600	380,600	406,100					
70	270,900	336,100	381,100	406,400					
71	272,000	336,500	381,600	406,700					
72	273,100	337,000	382,100	407,000					
73	274,000	337,500	382,600	407,200					
74	275,000	338,000	383,100	407,500					
75	275,900	338,500	383,600	407,800					
76	277,000	338,900	384,000	408,000					
77	278,100	339,100	384,400	408,200					
78	279,100	339,500	384,700						
79	279,900	340,000	385,000						
80	280,900	340,400	385,200						
81	281,400	340,700	385,400						
82	282,300		385,700						
83	283,100		386,000						
84	284,000		386,200						
85	285,000		386,400						
86	285,800		386,700						
87	286,600		387,000						
88	287,400		387,200						
89	288,200		387,400						
90	288,700								
91	289,100								
92	289,600								
93	290,000								
再任用職員	210,100	240,800	283,300	315,400	356,800	389,900	441,000	521,400	

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。  
 (二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、190,800円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の区分	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級			
	号俸	俸給月額																				
		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円
1	167,300	167,300	228,300	228,300	265,100	265,100	296,300	296,300	321,300	321,300	347,600	347,600	381,900	381,900	422,800	422,800	458,400	458,400	521,700	521,700	521,700	521,700
2	168,800	168,800	230,200	230,200	266,800	266,800	298,100	298,100	323,500	323,500	349,800	349,800	384,100	384,100	424,600	424,600	461,500	461,500	524,600	524,600	524,600	524,600
3	170,400	170,400	232,100	232,100	268,200	268,200	299,900	299,900	325,600	325,600	352,100	352,100	386,000	386,000	426,500	426,500	464,500	464,500	527,700	527,700	527,700	527,700
4	172,000	172,000	234,000	234,000	269,800	269,800	301,900	301,900	327,600	327,600	354,300	354,300	388,100	388,100	428,400	428,400	467,500	467,500	530,800	530,800	530,800	530,800
5	173,600	173,600	235,900	235,900	271,300	271,300	303,600	303,600	329,700	329,700	356,300	356,300	389,800	389,800	429,800	429,800	470,500	470,500	533,900	533,900	533,900	533,900
6	175,400	175,400	237,700	237,700	272,900	272,900	305,500	305,500	331,500	331,500	358,400	358,400	391,800	391,800	431,500	431,500	473,500	473,500	536,200	536,200	536,200	536,200
7	177,200	177,200	239,500	239,500	274,500	274,500	307,500	307,500	333,200	333,200	360,600	360,600	393,600	393,600	433,100	433,100	476,500	476,500	538,700	538,700	538,700	538,700
8	179,100	179,100	241,300	241,300	276,000	276,000	309,600	309,600	334,800	334,800	362,800	362,800	395,400	395,400	434,600	434,600	479,600	479,600	541,100	541,100	541,100	541,100
9	180,900	180,900	242,800	242,800	277,000	277,000	311,400	311,400	336,500	336,500	364,500	364,500	397,100	397,100	436,200	436,200	482,300	482,300	543,500	543,500	543,500	543,500
10	182,800	182,800	244,600	244,600	278,400	278,400	313,600	313,600	338,800	338,800	366,700	366,700	399,100	399,100	437,900	437,900	485,400	485,400	545,300	545,300	545,300	545,300
11	184,700	184,700	246,400	246,400	279,700	279,700	315,700	315,700	341,000	341,000	368,700	368,700	401,100	401,100	439,500	439,500	488,400	488,400	547,100	547,100	547,100	547,100
12	186,700	186,700	248,200	248,200	281,000	281,000	317,700	317,700	343,300	343,300	370,900	370,900	403,200	403,200	441,100	441,100	491,500	491,500	549,000	549,000	549,000	549,000
13	188,300	188,300	249,800	249,800	282,200	282,200	319,700	319,700	345,300	345,300	372,700	372,700	404,900	404,900	442,200	442,200	494,200	494,200	550,700	550,700	550,700	550,700
14	189,900	189,900	251,400	251,400	283,500	283,500	321,600	321,600	347,400	347,400	374,800	374,800	407,000	407,000	443,800	443,800	496,500	496,500	552,100	552,100	552,100	552,100
15	191,600	191,600	252,700	252,700	284,700	284,700	323,200	323,200	349,600	349,600	376,800	376,800	409,000	409,000	445,600	445,600	498,800	498,800	553,400	553,400	553,400	553,400
16	193,300	193,300	254,200	254,200	285,900	285,900	324,800	324,800	351,700	351,700	378,900	378,900	411,100	411,100	447,400	447,400	501,100	501,100	554,500	554,500	554,500	554,500
17	195,000	195,000	255,600	255,600	287,000	287,000	326,500	326,500	353,700	353,700	380,500	380,500	412,800	412,800	449,000	449,000	503,200	503,200	555,800	555,800	555,800	555,800
18	196,800	196,800	257,100	257,100	288,500	288,500	328,800	328,800	355,700	355,700	382,500	382,500	414,500	414,500	450,800	450,800	504,600	504,600	556,800	556,800	556,800	556,800
19	203,000	203,000	258,400	258,400	290,100	290,100	330,900	330,900	357,700	357,700	384,400	384,400	416,200	416,200	452,600	452,600	506,100	506,100	557,700	557,700	557,700	557,700
20	206,900	206,900	259,500	259,500	291,800	291,800	333,200	333,200	359,800	359,800	386,400	386,400	417,800	417,800	454,300	454,300	507,500	507,500	558,600	558,600	558,600	558,600
21	210,400	210,400	260,900	260,900	293,600	293,600	335,100	335,100	361,500	361,500	388,100	388,100	419,500	419,500	455,900	455,900	508,700	508,700	559,500	559,500	559,500	559,500
22	212,200	212,200	262,100	262,100	295,200	295,200	337,100	337,100	363,500	363,500	390,200	390,200	421,100	421,100	457,600	457,600	510,100	510,100				
23	213,900	213,900	263,400	263,400	296,900	296,900	339,200	339,200	365,300	365,300	392,300	392,300	422,500	422,500	459,200	459,200	511,600	511,600				
24	215,700	215,700	264,600	264,600	298,700	298,700	341,200	341,200	367,400	367,400	394,300	394,300	424,000	424,000	461,000	461,000	513,100	513,100				
25	217,500	217,500	265,600	265,600	300,300	300,300	343,100	343,100	369,100	369,100	396,000	396,000	425,300	425,300	462,500	462,500						

外の職員	48	244,700	286,100	336,100	387,200	406,000	429,600	450,800						
	49	245,000	286,800	336,700	388,600	407,300	430,100	451,300						
	50	245,400	287,700	337,900	389,600	408,100	430,500	451,600						
	51	245,900	288,600	339,000	390,600	408,900	430,900	451,900						
	52	246,200	289,300	340,100	391,600	409,600	431,200	452,300						
	53	246,400	289,900	341,200	392,900	410,100	431,500	452,700						
	54	246,700	290,500	342,400	394,000	410,800	431,900	452,900						
	55	247,000	291,200	343,600	395,100	411,500	432,200	453,200						
	56	247,300	291,900	344,700	396,300	412,100	432,500	453,400						
	57	247,500	292,400	345,800	397,600	412,800	432,800	453,800						
	58	247,800	293,200	346,900	398,400	413,200	433,100	454,000						
	59	248,100	293,700	348,000	399,200	413,800	433,400	454,200						
	60	248,400	294,500	349,100	399,900	414,400	433,700	454,400						
	61	248,700	295,200	349,700	400,400	414,800	434,000	454,800						
	62	249,000	295,700	350,500	401,100	415,400	434,300							
	63	249,300	296,200	351,300	401,800	415,900	434,600							
	64	249,600	296,600	352,100	402,500	416,400	434,900							
	65	249,900	296,900	352,600	402,800	416,900	435,200							
	66	250,200		353,200	403,500	417,500	435,500							
	67	250,500		353,700	404,200	417,900	435,800							
	68	251,100		354,300	404,800	418,400	436,100							
	69	251,700		354,800	405,200	418,800	436,300							
	70	252,100		355,500	405,700	419,100	436,600							
	71	252,400		356,200	406,300	419,400	436,900							
	72	252,700		356,900	406,800	419,700	437,200							
	73	253,000		357,400	407,300	420,000	437,400							
	74			357,900	407,700	420,300	437,700							
	75			358,500	408,200	420,600	438,000							
	76			359,100	408,700	420,900	438,300							
	77			359,600	409,200	421,100	438,500							
	78			360,100	409,700	421,400	438,800							
	79			360,400	410,300	421,700	439,100							
	80			360,900	410,800	422,000	439,400							
	81			361,100	411,200	422,200	439,600							
	82			361,600	411,800	422,500	439,900							
	83			362,100	412,300	422,800	440,200							
	84			362,600	412,500	423,000	440,500							
	85			362,800	412,800	423,200	440,700							
	86				413,300	423,500								
	87				413,600	423,800								
	88				413,900	424,000								
	89				414,200	424,200								
	90				414,600	424,500								
	91				415,000	424,800								
	92				415,400	425,000								
	93				415,700	425,200								
再任用職員		205,700	231,700	279,400	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400			

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、217,800円とする。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額										
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800	458,400	521,700
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700	
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600	
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500	
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400	
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200	
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100	
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800	
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300	
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000	
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600	
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400	
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000	
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500	
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400		
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800		
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200		
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500		
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800			

第一部 内閣委員会会議録第三号 令和四年十一月八日【参議院】

47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300			
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800			
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300			
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600			
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900			
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300			
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700			
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900			
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200			
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400			
57	262,500	274,300	295,500	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800			
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000			
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200			
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400			
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800			
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300				
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600				
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900				
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200				
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500				
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800				
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100				
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300				
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600				
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900				
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200				
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400				
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700				
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000				
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300				
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500				
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800				
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100				
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400				
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600				
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900				
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200				
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500				
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700				
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500					
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800					
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000					
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200					
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500					
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800					
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000					
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200					
94	300,600	324,200	350,600	384,200							
95	301,700	325,600	352,100	384,800							
96	303,000	326,900	353,600	385,300							
97	304,100	328,100	354,900	385,700							
98	305,300	329,400	356,100	386,100							
99	306,500	330,700	357,200	386,700							

100	307,700	332,000	358,400	387,200							
101	308,900	333,400	359,500	387,600							
102	309,900	334,300	360,600	388,100							
103	311,000	335,400	361,700	388,700							
104	312,000	336,600	362,900	389,200							
105	312,800	337,700	364,100	389,500							
106	313,400	338,800	364,600	389,900							
107	314,000	339,800	365,200	390,400							
108	314,700	340,900	365,800	390,700							
109	315,200	342,100	366,400	391,000							
110	315,700	343,100	366,900	391,500							
111	316,200	344,100	367,400	392,000							
112	316,800	345,000	367,900	392,500							
113	317,600	345,900	368,300	392,800							
114	318,300	346,800	368,700	393,300							
115	319,000	347,800	369,300	393,800							
116	319,700	348,800	369,800	394,300							
117	320,300	349,800	370,200	394,600							
118	321,100	350,300	370,700	395,100							
119	321,800	350,900	371,300	395,600							
120	322,600	351,500	371,800	396,100							
121	323,200	351,800	372,000	396,500							
122	323,500	352,200	372,500	397,000							
123	324,000	352,700	373,000	397,400							
124	324,500	353,100	373,400	397,900							
125	324,800	353,500	373,900	398,300							
126		353,900	374,400								
127		354,400	374,900								
128		354,800	375,400								
129		355,200	375,700								
130		355,600	376,200								
131		356,000	376,700								
132		356,400	377,200								
133		356,600	377,500								
134		357,100	378,000								
135		357,500	378,400								
136		357,800	378,800								
137		358,100	379,100								
138		358,500	379,600								
139		359,000	380,100								
140		359,500	380,600								
141		359,800	380,900								
142		360,300									
143		360,800									
144		361,300									
145		361,600									
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。  
 (二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、217,800円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額									
	1	167,300	228,300	265,100	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800	458,400	521,700
	2	168,900	230,200	266,800	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600
	3	170,600	232,100	268,200	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700
	4	172,300	234,000	269,800	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800
	5	173,900	235,900	271,300	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900
	6	175,800	237,700	272,900	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200
	7	177,700	239,500	274,500	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700
	8	179,700	241,300	276,000	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100
	9	181,700	242,800	277,000	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500
	10	183,700	244,600	278,400	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300
	11	185,700	246,400	279,700	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100
	12	187,700	248,200	281,000	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000
	13	189,400	249,800	282,200	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700
	14	191,300	251,400	283,500	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100
	15	193,100	252,700	284,700	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400
	16	195,000	254,200	285,900	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500
	17	196,800	255,600	287,000	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800
	18	200,300	257,100	288,500	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800
	19	203,900	258,400	290,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700
	20	207,200	259,500	291,800	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600
	21	210,400	260,900	293,600	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500
	22	212,200	262,100	295,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	
	23	213,900	263,400	296,900	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	
	24	215,700	264,600	298,700	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	
	25	217,500	265,600	300,300	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	
	26	219,100	266,900	302,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	
	27	220,800	267,800	304,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	
	28	222,400	268,900	305,700	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	
	29	224,000	270,000	307,200	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700	
	30	225,300	271,000	308,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600	
	31	226,700	271,900	310,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500	
	32	228,000	272,800	312,200	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400	

	33	229,300	273,700	313,700	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200	
	34	230,600	274,600	315,300	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100	
	35	231,900	275,500	316,900	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800	
	36	233,300	276,100	318,600	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300	
	37	234,600	277,200	320,300	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000	
	38	236,000	278,400	322,100	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600	
	39	237,400	279,400	323,800	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400	
	40	238,800	280,700	325,500	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000	
	41	239,900	282,100	327,000	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500	
	42	241,100	283,500	328,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400		
	43	242,300	284,700	330,000	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800		
	44	243,400	285,800	331,700	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200		
	45	244,500	286,900	333,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500		
	46	245,600	288,000	334,800	383,900	403,700	428,000	449,800			
	47	246,600	289,300	336,200	385,500	404,800	428,800	450,300			
	48	247,600	290,400	337,900	387,200	406,000	429,600	450,800			
	49	248,500	291,400	338,800	388,600	407,300	430,100	451,300			
	50	249,300	292,600	340,300	389,600	408,100	430,500	451,600			
	51	250,100	293,800	341,800	390,600	408,900	430,900	451,900			
	52	251,000	294,900	343,400	391,600	409,600	431,200	452,300			
	53	251,400	296,000	344,800	392,900	410,100	431,500	452,700			
	54	252,200	297,200	346,400	394,000	410,800	431,900	452,900			
	55	252,900	298,400	348,000	395,100	411,500	432,200	453,200			
	56	253,800	299,600	349,500	396,300	412,100	432,500	453,400			
	57	254,400	300,500	351,000	397,600	412,800	432,800	453,800			
	58	255,300	301,600	352,300	398,400	413,200	433,100	454,000			
	59	256,000	302,500	353,600	399,200	413,800	433,400	454,200			
	60	256,700	303,600	354,800	399,900	414,400	433,700	454,400			
	61	257,700	304,500	356,000	400,400	414,800	434,000	454,800			
	62	258,400	305,400	357,000	401,100	415,400	434,300				
	63	259,200	306,500	358,000	401,800	415,900	434,600				
	64	259,900	307,600	359,000	402,500	416,400	434,900				
	65	260,900	308,100	359,500	402,800	416,900	435,200				
	66	261,900	309,100	360,300	403,500	417,500	435,500				
	67	262,700	309,900	361,100	404,200	417,900	435,800				
	68	263,800	310,900	362,000	404,800	418,400	436,100				
	69	264,900	312,000	362,700	405,200	418,800	436,300				

再任用職員以外の職員

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員の区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
70	265,900	312,800	363,400	405,700	419,100	436,600	
71	267,000	313,600	364,100	406,300	419,400	436,900	
72	268,000	314,300	364,700	406,800	419,700	437,200	
73	268,900	315,200	365,400	407,300	420,000	437,400	
74	269,700	315,700	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	270,600	316,200	366,600	408,200	420,600	438,000	
76	271,300	316,600	367,200	408,700	420,900	438,300	
77	272,000	316,800	367,700	409,200	421,100	438,500	
78	272,800	317,100	368,300	409,700	421,400	438,800	
79	273,600	317,500	368,800	410,300	421,700	439,100	
80	274,300	317,800	369,400	410,800	422,000	439,400	
81	274,800	318,000	369,700	411,200	422,200	439,600	
82	275,400	318,200	370,200	411,800	422,500	439,900	
83	276,200	318,500	370,700	412,300	422,800	440,200	
84	276,900	318,800	371,200	412,500	423,000	440,500	
85	277,800	319,000	371,700	412,800	423,200	440,700	
86	278,200	319,200	372,100	413,300	423,500		
87	278,400	319,400	372,600	413,600	423,800		
88	278,800	319,800	373,000	413,900	424,000		
89	279,100	320,000	373,200	414,200	424,200		
90		320,300	373,500	414,600	424,500		
91		320,600	374,000	415,000	424,800		
92		320,900	374,300	415,400	425,000		
93		321,200	374,500	415,700	425,200		
94		321,400	374,900				
95		321,700	375,400				
96		322,000	375,700				
97		322,300	375,900				
98		322,500	376,300				
99		322,800	376,800				
100		323,100	377,100				
101		323,400	377,400				
再任用	212,700	239,900	282,300	305,100	319,200	342,800	377,900
						409,500	451,700
							521,400

備考（一） この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものは適用する。

（二） 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、217,800円とする。

職員の区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	179,900	232,300	276,200	324,300	358,900	416,400	488,500
2	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100	418,900	490,300
3	184,700	236,500	279,800	328,300	363,200	421,500	492,200
4	187,000	238,600	281,600	330,300	365,600	424,000	494,100
5	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500	426,200	495,900
6	191,900	242,600	284,800	334,000	370,500	428,600	497,300
7	194,300	244,700	286,600	335,600	373,500	431,000	498,700
8	196,900	246,800	288,400	337,000	376,300	433,400	500,000
9	199,200	249,000	289,500	338,200	378,900	435,100	501,200
10	201,600	250,900	291,900	340,100	381,600	437,200	502,500
11	204,000	252,800	294,100	342,100	384,100	439,400	503,800
12	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300	441,600	505,100
13	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000	443,300	506,400
14	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700	445,500	507,500
15	213,900	259,900	303,100	350,400	394,500	447,600	508,600
16	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200	449,800	509,600
17	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000	451,900	510,600
18	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000	454,200	511,700
19	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000	456,500	512,900
20	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000	458,700	513,900
21	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500	460,900	514,900
22	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400	462,700	515,800
23	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200	464,400	516,700
24	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200	466,100	517,500
25	234,800	276,400	319,700	371,300	414,700	467,500	518,200
26	236,200	278,000	320,900	373,700	416,200	468,800	518,800
27	237,700	279,400	322,000	376,100	417,900	470,000	519,400
28	238,900	280,800	323,400	378,400	419,600	471,100	520,000
29	240,500	282,000	324,600	380,400	420,600	472,200	520,600
30	241,200	283,200	326,000	382,500	422,200	473,200	
31	242,300	284,600	327,500	384,700	423,700	474,200	
32	243,400	285,700	329,100	386,800	425,300	475,400	



口 海事職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級	俸給月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	甲	154,300	199,100	233,100	265,700	297,400	324,200
2	甲	155,300	201,300	234,500	267,100	298,700	325,800
3	甲	156,500	203,500	235,900	268,600	300,100	327,300
4	甲	157,500	205,700	237,000	270,300	301,500	328,600
5	甲	158,500	207,800	238,000	271,700	302,500	330,000
6	甲	159,800	209,600	239,600	273,600	303,800	331,200
7	甲	161,100	211,500	241,300	275,300	304,900	332,500
8	甲	162,400	213,400	242,800	276,800	306,100	333,600
9	甲	163,500	215,100	244,300	277,900	307,200	335,300
10	甲	165,000	216,600	245,800	279,700	308,300	336,700
11	甲	166,700	218,100	247,600	281,400	309,400	338,100
12	甲	168,300	219,600	249,200	283,100	310,500	339,500
13	甲	169,600	221,000	250,800	284,300	311,200	341,000
14	甲	171,100	222,300	252,600	285,800	312,200	342,500
15	甲	172,700	223,600	254,400	287,300	312,900	343,800
16	甲	174,300	224,800	256,100	288,800	313,700	345,100
17	甲	175,700	225,600	257,500	289,900	314,600	346,500
18	甲	177,400	226,900	259,400	291,300	315,300	347,800
19	甲	179,100	228,300	261,300	292,500	316,000	348,800
20	甲	180,800	229,600	262,900	293,800	316,500	349,700
21	甲	182,400	230,500	264,400	294,900	317,100	351,000
22	甲	184,400	231,800	265,800	296,100	317,600	352,600
23	甲	186,300	233,200	267,300	297,600	318,300	354,200
24	甲	188,200	234,500	269,000	298,900	318,900	355,800
25	甲	189,900	235,800	270,500	299,900	319,600	356,900
26	甲	191,500	237,100	272,300	301,200	320,200	358,500
27	甲	193,300	238,500	274,000	302,300	320,900	360,000
28	甲	195,100	239,900	275,600	303,500	321,500	361,500
29	甲	196,600	240,900	276,600	304,700	322,300	362,900
30	甲	198,500	242,400	278,400	305,400	323,000	364,200
31	甲	200,500	243,800	279,800	306,400	323,600	365,600
32	甲	202,500	245,100	281,300	307,300	324,100	367,100
33	甲	204,300	246,100	282,600	308,200	324,900	368,000
34	甲	205,900	247,000	283,900	308,800	325,600	369,000
35	甲	207,800	247,700	285,400	309,400	326,300	370,200
36	甲	209,500	248,700	286,700	310,000	326,900	371,300

37	再任 用職員	210,900	249,400	287,900	311,000	327,300	372,200
38		212,500	250,700	289,200	311,900	327,700	373,200
39		214,000	251,800	290,200	312,600	328,200	374,200
40		215,600	253,000	291,300	313,600	328,900	375,300
41		217,000	253,700	292,900	314,400	329,500	376,200
42		218,500	255,000	293,900	314,900	330,400	377,200
43		220,100	256,200	295,200	315,700	331,200	378,100
44		221,700	257,500	296,300	316,500	332,000	379,100
45		223,100	258,400	297,500	317,300	332,700	380,100
46		224,300	259,600	298,400	318,000	333,500	380,900
47		225,500	260,900	299,500	318,600	334,200	381,900
48		226,800	262,000	300,400	319,100	335,000	382,800
49		228,200	262,800	301,400	319,600	335,500	383,600
50		229,400	264,100	302,500	320,000	336,000	384,600
51		230,300	265,400	303,200	320,500	336,600	385,400
52		231,400	266,700	304,400	321,000	337,100	386,100
53		232,700	267,600	305,600	321,500	337,400	387,100
54		233,900	268,800	306,400	322,300	337,800	387,900
55		235,100	270,000	307,300	323,100	338,400	388,800
56		236,300	270,900	308,100	323,800	339,000	389,500
57		237,400	271,700	309,000	324,100	339,300	390,400
58		238,600	272,800	309,800	324,700	339,900	391,200
59		239,800	273,800	310,700	325,200	340,500	392,000
60		241,000	274,700	311,500	325,900	341,100	392,800
61		242,100	275,700	312,100	326,400	341,300	393,300
62		243,200	276,700	312,700	326,900	341,700	394,000
63		244,100	277,600	313,500	327,400	342,000	394,600
64		245,100	278,600	314,300	327,700	342,500	395,300
65		245,700	279,900	315,000	327,900	342,700	395,900
66		246,500	280,800	315,900	328,200	343,100	396,400
67		247,300	281,800	316,700	328,800	343,500	396,800
68		248,100	282,600	317,600	329,400	343,900	397,300
69		248,800	283,400	318,400	329,800	344,400	398,000
70		249,400	284,100	319,100	330,200	344,800	
71		250,000	284,900	319,600	330,600	345,200	
72		250,800	285,600	320,300	331,000	345,700	
73		251,600	286,300	320,500	331,200	346,300	
74		251,900	286,900	321,000	331,400	346,800	
75		252,200	287,500	321,400	331,600	347,300	
76		252,500	287,900	321,700	331,800	347,700	

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表 (一)

職員の区分	職務の番号	俸給月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	220,100	281,000	327,600	406,000	534,400
	2	222,400	284,000	330,500	408,300	537,400
	3	224,600	286,800	333,500	410,700	540,500
	4	226,800	289,600	336,500	413,200	543,600
	5	228,900	292,200	339,700	415,300	546,600
	6	231,000	294,600	342,100	417,800	549,000
	7	233,200	296,800	344,700	420,000	551,500
	8	235,300	299,100	347,100	422,500	553,900
	9	237,600	301,600	349,800	424,200	556,200
	10	240,000	304,000	352,500	426,700	558,000
	11	242,400	306,400	355,200	429,000	559,900
	12	244,800	308,900	358,200	431,300	561,800
	13	246,900	311,200	361,000	432,700	563,500
	14	249,300	313,200	362,900	434,900	564,900
	15	251,700	315,200	365,100	437,100	566,200
	16	254,100	316,900	367,600	439,400	567,400
	17	256,100	319,100	369,600	441,500	568,700
	18	259,200	320,900	371,800	443,900	569,500
	19	262,300	322,900	373,900	446,200	570,200
	20	265,400	324,600	375,800	448,600	570,900
	21	268,300	326,300	377,600	450,700	571,700
	22	271,300	328,700	379,400	453,000	
	23	274,200	330,900	380,900	455,400	
	24	277,100	333,300	382,100	457,700	
	25	279,700	335,300	383,500	459,700	
	26	282,300	337,300	385,300	461,900	
	27	284,800	339,400	387,100	464,000	
	28	287,400	341,800	389,000	466,200	
	29	290,000	344,000	390,900	468,300	
	30	292,300	346,100	392,600	470,600	
	31	294,500	348,000	394,300	472,800	
	32	296,800	349,800	396,000	474,900	
	33	299,000	351,700	397,600	476,800	
	34	301,200	353,600	399,400	478,900	
	35	303,700	355,300	400,900	481,200	
	36	305,900	356,800	402,700	483,400	
	37	308,400	358,400	403,800	485,500	
	38	309,700	360,400	405,400	487,500	
	39	311,400	362,500	406,900	489,400	
	40	312,800	364,400	408,400	491,300	

77	252,800	288,400	322,200	332,200	348,000	312,000
78	253,100	288,800	322,500	332,400	348,400	
79	253,400	289,200	323,100	332,700	348,800	
80	253,700	289,500	323,700	333,000	349,200	
81	254,000	290,000	324,300	333,300	349,600	
82	254,300	290,600	324,700	333,700	349,900	
83	254,500	291,000	325,000	334,000	350,300	
84	254,800	291,500	325,300	334,400	350,700	
85	255,100	291,900	325,500	334,700	351,100	
86		292,200	325,800	335,000	351,500	
87		292,500	326,000	335,400	351,900	
88		292,800	326,300	335,800	352,300	
89		293,000	326,600	336,000	352,700	
90		293,200	326,900	336,300		
91		293,600	327,100	336,600		
92		293,900	327,400	337,000		
93		294,100	327,600	337,400		
94		294,500	327,800	337,600		
95		294,900	328,200	337,900		
96		295,300	328,600	338,200		
97		295,500	328,800	338,500		
98		295,700	329,100	338,800		
99		295,900	329,500	339,100		
100		296,200	329,900	339,400		
101		296,600	330,100	339,600		
102		296,900	330,300	339,900		
103		297,100	330,500	340,200		
104		297,300	330,700	340,500		
105		297,600	331,100	340,700		
106			331,300	341,100		
107			331,500	341,300		
108			331,800	341,500		
109			332,100	341,800		
110			332,400			
111			332,700			
112			333,000			
113			333,200			
再任用職員	215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受ける者を除く。で人事院規則で定めるものに適用する。





別表第七 研究職俸給表 (第六系関係)

職員の区分	職務の級 号俸	俸給月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
97		316,800	402,700	438,400			
98		317,200	403,700	438,800			
99		317,600	404,700	439,100			
100		318,000	405,600	439,400			
101		318,300	406,400	439,700			
102		318,700	407,400				
103		319,000	408,400				
104		319,400	409,400				
105		319,800	410,000				
106		320,300	410,700				
107		320,800	411,400				
108		321,300	412,000				
109		321,700	412,500				
110		322,200	412,900				
111		322,600	413,200				
112		323,100	413,500				
113		323,400	413,700				
114		323,900	414,000				
115		324,300	414,300				
116		324,800	414,600				
117		325,100	414,800				
118		325,500	415,100				
119		326,000	415,400				
120		326,500	415,600				
121		326,700	415,800				
122		327,100	416,100				
123		327,600	416,400				
124		327,900	416,600				
125		328,100	416,800				
126		328,400	416,900				
127		328,900	417,000				
128		329,300	417,100				
129		329,500	417,200				
130		329,900	417,300				
131		330,400	417,400				
132		330,800	417,500				
133		331,000	417,600				
134		331,400	417,700				
135		331,900	417,800				
136		332,200	417,900				
137		332,500	418,000				
138		332,900	418,100				
139		333,300	418,200				
140		333,700	418,300				
141		334,100	418,400				
		247,600	293,200	310,700			

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500	83	274,500	327,300	394,200			
40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000	84	275,500	328,100	394,800			
41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300	85	276,600	328,600	395,300			
42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500	86	277,600	329,100	395,800			
43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700	87	278,700	329,600	396,300			
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900	88	279,700	330,100	397,000			
45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600	89	280,500	330,400	397,400			
46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100	90	281,700	330,900				
47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700	91	282,700	331,400				
48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200	92	283,900	331,900				
49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900	93	284,800	332,200				
50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300	94	285,800	332,600				
51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700	95	286,800	333,100				
52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200	96	287,800	333,600				
53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300	97	288,100	334,100				
54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500	98	289,000	334,600				
55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700	99	289,700	335,100				
56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900	100	290,600	335,600				
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800	101	291,500	336,100				
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800	102	292,200	336,600				
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800	103	292,900	337,100				
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800	104	293,600	337,600				
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900	105	294,300	338,100				
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800	106	294,800	338,500				
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500	107	295,300	339,000				
64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200	108	295,800	339,400				
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000	109	296,000	339,900				
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800	110	296,400	340,300				
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600	111	296,700	340,800				
68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400	112	297,000	341,200				
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100	113	297,300	341,700				
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900	114	297,600	342,100				
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700	115	297,900	342,600				
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500	116	298,200	343,000				
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200	117	298,500	343,500				
74	264,500	318,600	388,600			118	298,900	343,900				
75	265,700	319,700	389,200			119	299,200	344,300				
76	266,700	320,800	389,900			120	299,600	344,700				
77	267,700	321,900	390,600			121	299,900	345,100				
78	268,800	322,900	391,200									
79	270,000	323,800	391,800									
80	270,900	324,700	392,400									
81	272,100	325,800	393,000									
82	273,300	326,600	393,600									

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表 (一)

職員 の 区 分	職 務 の 級 別 号 牌	俸給月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
再任 員以 上	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400	
18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400	
19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400	
20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400	
21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400	
22	327,100	398,300	450,300	515,700		
23	330,500	400,200	452,600	517,600		
24	333,800	401,800	454,900	519,500		
25	337,300	403,800	456,900	521,200		
26	339,800	406,100	459,200	523,000		
27	342,400	408,300	461,400	524,800		
28	344,700	410,600	463,700	526,600		
29	347,100	412,900	465,800	528,200		
30	348,900	415,000	468,100	530,000		
31	350,700	417,000	470,400	531,800		
32	352,700	419,100	472,600	533,600		
33	354,900	421,000	474,600	535,200		
34	357,200	422,800	476,700	537,000		
35	359,300	424,600	478,800	538,700		
36	361,600	426,600	480,900	540,500		
37	363,700	428,500	483,000	542,100		
38	366,100	430,500	484,800	543,700		
39	368,300	432,400	486,600	545,100		
40	370,300	434,400	488,400	546,700		
41	372,500	436,200	490,100	548,200		
42	373,500	438,000	491,900	549,600		
43	374,300	439,700	493,700	551,000		
44	375,000	441,500	495,500	552,300		
45	376,200	443,300	497,100	553,500		
46	377,600	445,100	498,800	554,500		
47	379,100	446,900	500,600	555,500		
48	380,600	448,600	502,400	556,300		

外 の 職 員	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97																
	381,700	382,700	383,700	384,500	385,400	386,300	387,000	387,900	388,600	389,500	390,300	391,100	391,600	392,100	392,500	393,000	393,300				471,300	472,000	472,700	473,400	473,800	474,400	475,100	475,800	476,200	476,800	477,400	477,900	478,500	479,000	479,500	479,800	480,000	480,400	481,000	481,400	481,900	482,400	483,000	483,600	484,000	484,500	485,100	485,700	486,300	486,800															
	450,400	452,100	453,900	455,700	457,600	458,800	460,000	461,200	462,400	463,400	464,400	465,400	466,200	466,900	467,600	468,300	469,000	469,700	470,400	471,000	471,300	472,000	472,700	473,400	473,800	474,400	475,100	475,800	476,200	476,800	477,400	477,900	478,500	479,000	479,500	479,800	480,000	480,400	481,000	481,400	481,900	482,400	483,000	483,600	484,000	484,500	485,100	485,700	486,300	486,800															
	504,000	505,300	506,600	507,900	508,900	510,200	511,500	512,800	513,800	514,600	515,400	516,200	517,100	517,900	518,800	519,600	520,500	521,400	522,100	523,000	523,900	524,700	525,600	526,500	527,300	528,200	529,100	529,800	530,600	531,500	532,400	533,300	534,100	535,000	535,800	536,600	537,400	538,500	539,400	540,300	541,100																								
	557,500	558,400	559,300	560,200	561,000	561,900	562,800	563,700	564,600	565,500	566,400	567,100	568,000	568,900	569,800	570,700	571,600				523,900	524,700	525,600	526,500	527,300	528,200	529,100	529,800	530,600	531,500	532,400	533,300	534,100	535,000	535,800	536,600	537,400	538,500	539,400	540,300	541,100																								
	602,400																				497,700	498,800	499,800	500,800	501,800	502,800	503,800	504,800	505,800	506,800	507,800	508,800	509,800	510,800	511,800	512,800	513,800	514,800	515,800	516,800	517,800	518,800	519,800	520,800	521,800	522,800	523,800	524,800	525,800	526,800	527,800	528,800	529,800	530,800	531,800	532,800	533,800	534,800	535,800	536,800	537,800	538,800	539,800	540,800	541,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。



81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700				
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200				
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600				
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000				
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400				
86		289,500	325,400	346,300					
87		289,700	325,600	346,600					
88		289,900	326,000	346,900					
89		290,300	326,400	347,300					
90		290,500	326,800	347,600					
91		290,700	327,200	348,000					
92		290,900	327,600	348,300					
93		291,300	327,900	348,700					
94		291,500	328,100	349,000					
95		291,700	328,500	349,300					
96		292,000	328,800	349,600					
97		292,400	329,000	349,900					
98		292,700	329,300	350,300					
99		292,900	329,600	350,700					
100		293,200	329,900	351,100					
101		293,500	330,100	351,600					
102		293,700	330,400	352,000					
103		293,900	330,800	352,400					
104		294,200	331,000	352,800					
105		294,500	331,200	353,300					
106			331,400						
107			331,800						
108			332,000						
109			332,200						
110			332,600						
111			333,000						
112			333,400						
113			333,600						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事課  
 事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職員の 区分	職務 の級	俸給月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100	
2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700	
3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400	
4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000	
5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200	
6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600	
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900	
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200	
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200	
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300	
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500	
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800	
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700	
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700	
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900	
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100	
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100	
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300	
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500	
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600	
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500	
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400	
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200	
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100	
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800	
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400	
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100	
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700	
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000	
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300	
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900	
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400	
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100	
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700	
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100	
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500	
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600	
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900	
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200	



別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)

職員の区分	職務の番号	俸給月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200	362,900
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400	365,500
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700	367,900
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900	370,500
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100	372,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100	374,900
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300	377,200
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500	379,700
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400	382,100
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600	384,800
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600	387,400
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800	390,100
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600	392,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600	394,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600	397,000
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600	399,400
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300	401,200
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300	403,200
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100	405,100
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000	406,900
	21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900	408,800
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800	410,600
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800	412,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700	414,300
	25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700	416,100
	26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600	417,600
	27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600	419,100
	28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600	420,700
	29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100	422,300
	30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900	423,600
	31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700	424,900
	32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600	431,100

129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
						370,600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。



118	273,900	330,100				
119	274,300	330,500				
120	274,700	330,900				
121	274,900	331,100				
122	275,100					
123	275,500					
124	275,800					
125	276,000					
126	276,300					
127	276,700					
128	277,100					
129	277,300					
130	277,700					
131	278,100					
132	278,400					
133	278,600					
134	278,900					
135	279,300					
136	279,600					
137	279,800					
138	280,100					
139	280,400					
140	280,700					
141	280,900					
142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					
145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					
150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100					

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、  
 入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適  
 用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二  
 十」に改め、同号ロ中「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を  
 「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

(二) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)

の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		398,000
2		456,000
3		516,000
4		596,000
5		693,000
6		791,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		332,000
2		367,000
3		394,000

第七条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)の一部を  
 次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		376,000
2		422,000
3		472,000
4		533,000
5		608,000
6		710,000
7		830,000

第八条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七条第二項

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八条第二項

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下この項及び次条において「給与法」という。)

第十九条の七第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与法(次条において「改正後の給与法」という。)の規定、第三条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」という。))第七條第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において「改正後の任期付職員法」という。))の規定及び第四条の規定(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」という。))第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付職員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、

第一条の規定による改正前の給与法、第二条の規定による改正前の任期付職員法又は第四条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付職員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

## 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第三俸給月額欄中「二六四、七〇〇円」を「二六五、二〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(特別職の職員の給与に関する法律第七条の二ただし書の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の同法(次条において「改正後の給与法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。